

# 北海道における総合評価落札方式 のガイドラインの運用

令和7年(2025年)3月

水産林務部

# 目 次

## I ガイドラインの目的

- 1 ガイドラインⅠ-2 適用について . . . . . 1
- 2 ガイドラインⅠ-3 用語の定義について . . . . . 1

## II 総合評価落札方式の概要

- 3 ガイドラインⅡ-3 総合評価落札方式の適用区分 . . . . . 1
  - 施工計画審査タイプ
  - 施工実績審査タイプ
- 4 適用区分のまとめ（フロー） . . . . . 2

## III 総合評価落札方式の各方式

### ガイドラインⅢ-3 簡易総合評価落札方式

- 5 ガイドラインⅢ-3-1 適用区分 . . . . . 3
- 6 ガイドラインⅢ-3-2-1 簡易な施工計画 . . . . . 3
- 7 ガイドラインⅢ-3-2-2 企業の施工能力等 . . . . . 5
- 12 ガイドラインⅢ-3-2-3 配置予定技術者 . . . . . 7
- 17 ガイドラインⅢ-3-2-4 担い手の育成・確保 . . . . . 10
- 18 ガイドラインⅢ-3-2-5 地域の守り手確保 . . . . . 15
- 22 ガイドラインⅢ-3-2-6 地域建設業経営環境評価 . . . . . 22
- 23 ガイドラインⅢ-3-2-7 減点項目 . . . . . 22
- 24 ガイドラインⅢ-3-2-8 標準評価項目 . . . . . 22
- 31 ガイドラインⅢ-3-3 共同企業体・企業合併等 . . . . . 24
- 32 ガイドラインⅢ-3-4 履行確認・ペナルティ・評価結果の確認 . . . . . 25
- 34 ガイドラインⅢ-4-1 評価点事後審査方式の試行 . . . . . 26

## IV 参考資料

- 35 ガイドラインⅣ-1 簡易型総合評価落札方式実施フロー . . . . . 28
- 36 ガイドラインⅣ-2 特記仕様書(簡易型総合評価落札方式) . . . . . 31
- 37 ガイドラインⅣ-4 様式集 . . . . . 33

「北海道における総合評価方式のガイドラインの制定について」(平成22年3月31日付け建技第1344号 農政部長、水産林務部長、建設部長通達。以下「ガイドライン」という。)に係る水産林務部が所管する工事におけるガイドラインの運用を定める。

### 1 ガイドラインⅠ-2 適用について

水産林務部が実施する総合評価落札方式の試行にあたり、ガイドラインで定めた基本事項のほか、ガイドラインの運用を定め実施する。

### 2 ガイドラインⅠ-3 用語の定義について

#### (5) A等級対象額

契約の種類が水産土木工事の請負契約の場合は6千万円以上、森林土木工事の請負契約の場合は5千5百万円以上がA等級対象額である。

### 3 ガイドラインⅡ-3 総合評価落札方式の適用区分

#### (2)簡易型について

簡易型総合評価落札方式は、当面、工事特性により次のタイプを適用する。

適用区分は、予定価格が2千5百万円以上の工事に適用する。

特定企業体運用基準対象額は、特定建設工事共同企業体を活用する指標としている予定価格の金額をいう。なお、令和7年4月現在の金額は3億円となる。

#### ア 施工計画審査タイプ

(ア) 予定価格が特定企業体運用基準対象額以上5億円未満の工事。

(イ) 予定価格がA等級以上特定企業体運用基準対象額未満で、工事施行成績評価基準の工事特性「構造物の特殊性への対応」に該当する工事。

#### イ 施工実績審査タイプ

(ア) 予定価格がA等級以上特定企業体運用基準対象額未満で、工事施行成績評価基準の工事特性「構造物の特殊性への対応」に該当しない工事。

(イ) 予定価格が2千5百万円以上A等級対象額未満の工事。

ただし、総合評価審査委員会において、総合評価落札方式を適用することが不適当とされた工事は適用しない。


(ウ) 「施工実績審査タイプ地域型の試行」は適用しない。


ウ 「専門工事タイプ」は適用しない。

適用区分イメージ図(表A)

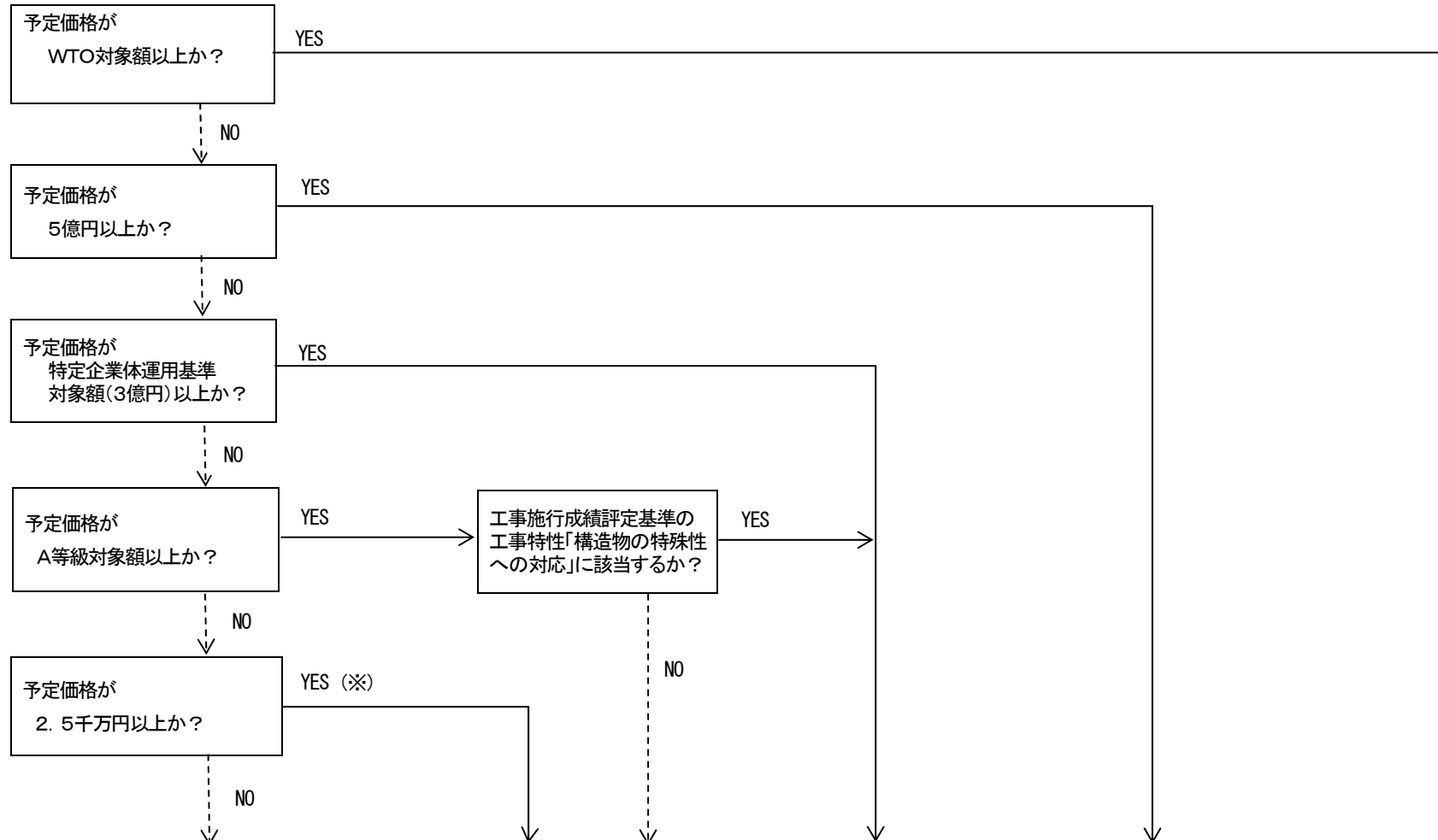
予定価格			
WT0対象額			
5億円			
特定企業体運用基準対象額		工事特性「構造物の特殊性への対応」に該当する	工事特性「構造物の特殊性への対応」に該当しない
A等級対象額			
2千5百万円			
	標準型	施工計画審査タイプ	施工実績審査タイプ
		簡易型	

#### 凡例

 原則、総合評価落札方式を適用する範囲

 総合評価落札方式の適用を原則とするが、総合評価審査委員会で審議する範囲

#### 4 適用区分のまとめ(フロー)



タイプ	総合評価落札方式を適用しない	施工実績審査タイプ	施工計画審査タイプ	—	—
評価値算出方法	い	加算方式	加算方式	加算方式	除算方式
確実性審査の適否		×	×	×	○

※総合評価審査委員会において、総合評価落札方式を適用することが不適当とされた工事は適用しない。

(参考: 工事施行成績評定基準の工事特性「構造物の特殊性への対応」に該当する工事)

1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事

【事例】

- ・切土 20万 $m^3$ <V ・盛土 15万 $m^3$ <V ・護岸・築堤高 10m<H ・浚渫工 100万 $m^3$ <V ・トンネル(シールド) 8m< $\phi$
- ・樋門・樋管 15m $^2$ <A ・揚排水機場 2000mm< $\phi$  ・堰、水門 最大径間長 25m以上、径間数3径間以上又は扉体面積 50m $^2$ <A
- ・トンネル(開削工法) 20m<H ・トンネル(NATM)内空断面積 100m $^2$ <A ・トンネル(沈埋工法) 300m $^2$ <A
- ・海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤、防波堤又は岸壁 水深 10m<H ・地滑り防止工 100m<W 又は 150m<L
- ・流路工 500m $^3$ <Q ・砂防ダム、治山ダム 15m<H ・ダム高 150m<H ・転流トンネル 400m $^2$ <S
- ・橋梁下部工 高さ 30m<H・橋梁上部工 最大支開長 100m<L
- ・魚礁沈設工 水深 220m $\leq$ H ・海上盛砂工 2万 $m^3$ <V ・治山山腹工 150m<L ・林道土工 1万 $m^3$ <V

2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事

【事例】

- ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事
- ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事
- ・供用中の道路トンネルの拡幅工事

3. その他

【事例】

- ・その他、構造物の規模、形状以外の難しさへの対応が特に必要な工事
- ・地山強度が又は土被りが薄いため、FEM解析等による検討が必要な工事

## 5 ガイドラインⅢ-3-1 適用区分の(1)(2)について

(1) 施工計画審査タイプ・施工実績審査タイプ

ガイドラインの運用3、4のとおり、選定する。

## 6 ガイドラインⅢ-3-2-1 簡易な施工計画の(1)について

(1) 基本的な考え方

ア 次表の①～③の中から、2つの項目を選択する。

簡易な施工計画の項目	提出様式
① 工程管理に係る技術的所見	様式-1
② 品質管理に係る技術的所見	様式-2
③ 施工上の対処すべき技術的所見	様式-3

イ 選択した項目について、上表に示す様式により、入札参加者から簡易な施工計画を求める。

(5) 求める「簡易な施工計画」に係る内容の提示

求める「簡易な施工計画」に係る内容については、選定した簡易な施工計画の項目に係る具体的内容について、様式1～3により入札参加者へ提示する。なお、落札者決定基準の別表として添付する。

表D

## 簡易な施工計画 評価表

工事名：  
会社（企業体）名：

項目	評価対象チェック項目				評価		
	評価対象 (A)	評価 (B)	評価対象事項			評価内容	履行確認 チェック欄
			評価対象事項	チェック項目			
①工程管理に係る技術的所見	○	○	ア 異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止		左記に関する適切な記述がある	評価(B)/評価対象(A) × 5.00で算出	
	○	○	イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化		左記に関する適切な記述がある		
			ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等		左記に関する適切な記述がある		
			エ その他 ( )		左記に関する適切な記述がある		
②品質管理に係る技術的所見	2 事項	2 事項				5.00	
			ア 品質の確保・向上を図るために行う使用資材や機材等の技術的な工夫		左記に関する適切な記述がある	評価(B)/評価対象(A) × 5.00で算出	
			イ 品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫		左記に関する適切な記述がある		
			ウ 品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫		左記に関する適切な記述がある		
		エ その他 ( )		左記に関する適切な記述がある			
③施工上の対処すべき技術的所見	0 事項	0 事項				評価(B)/評価対象(A) × 5.00で算出	
	○	○	ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項		左記に関する適切な記述がある		
			イ 社会環境(周辺施設等)への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項		左記に関する適切な記述がある		
	○	—	ウ 安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫		左記に関する適切な記述がある		
③施工上の対処すべき技術的所見			エ 安全・安心な作業現場の確保に加え、一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的な工夫		左記に関する適切な記述がある	評価(B)/評価対象(A) × 5.00で算出	
			オ その他① ( )		左記に関する適切な記述がある		
			カ その他② ( )		左記に関する適切な記述がある		
	2 事項	1 事項					2.50

※評価対象(A)欄:評価対象事項に「○」を記入

※評価(B)欄:加点評価の対象とする場合「○」を記入、加点評価の対象としない場合「—」を記入、実施不可の場合「×」を記入

## 7 ガイドラインⅢ-3-2-2 企業の施工能力等

(1) 工事施行成績標準評価項目について

技術評価項目		工事施行成績 標準評価項目		評価点
技術評価項目		評価基準		評価点
企業の施工能力等	工事施行成績	北海道発注工事の当該工事と同じ入札参加資格による工事施行成績の平均点	93点 ≤ 平均点	7.50
			91点 ≤ 平均点 < 93点	7.00
			89点 ≤ 平均点 < 91点	6.50
			87点 ≤ 平均点 < 89点	6.00
			85点 ≤ 平均点 < 87点	5.50
			83点 ≤ 平均点 < 85点	5.00
			81点 ≤ 平均点 < 83点	4.50
			79点 ≤ 平均点 < 81点	4.00
			77点 ≤ 平均点 < 79点	3.50
	平均点 < 77点	3.00		

(1) 工事施行成績標準評価項目の「※1」について

※1 ガイドラインの地域選択項目については、適用しない。

(1) 工事施行成績標準評価項目の「ア 評価対象の範囲」について

ア 評価対象の範囲

全道における(総合)振興局水産課・林務課又は森林室の当該工事と同じ入札参加資格の種類(水産土木と森林土木は別評価とする)による工事を評価する。

## 8 ガイドラインⅢ-3-2-2 企業の施工能力等

(1) 工事施行成績 標準評価項目の「エ その他の(ア)」について

平均点の算出(例)

	評定点 (4年前)	評定点 (3年前)	評定点 (2年前)	評定点 (1年前)	平均点	備考
A社	〇〇点	〇〇点	85点	88点	86.5点	小数第1位止め
B社	90点	88点	なし	なし	89点	
C社	なし	なし	なし	なし	65点	実績が無い場合は65点
ABC 企業体	企業体の場合 (86.5+89+65) ÷ 3 = 80.166...				80.1点	小数第2位を切り捨て1位止め

(1) 工事施行成績 標準評価項目の「エ その他の(イ)」について

法令遵守により工事施行成績を減点した工事の取り扱いは、適用しない。

## 9 ガイドラインⅢ-3-2-2 企業の施工能力等

(2) 工事等優秀者表彰 標準評価項目について

水産林務部工事等優秀業者表彰 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	配点
企業の施工能力	北海道水産林務部工事等優秀業者表彰(道新技術・新製品開発賞含む)	過去1～3年間に表彰あり	1.00
		過去4～5年間に表彰あり	0.50
		なし	0.00

ア 評価対象の範囲

(ア) 当該工事と同じ入札参加資格の種類(水産土木と森林土木は別評価とする)による北海道水産林務部工事等優秀業者表彰を評価する。

イ 評価対象期間

(ア) 過去5年間とする。

(イ) 過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に受賞した表彰として設定する。

(公告日が令和7年度の場合は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間に受賞した表彰とする。)

ウ 評価基準

ガイドラインの評価基準は適用しない。

10 ガイドラインⅢ-3-2-2 企業の施工能力等

(3)建設管理部工事優良企業表彰 標準評価項目について

ガイドラインの評価基準は適用しない。

11 ガイドラインⅢ-3-2-2 企業の施工能力等

(5)地域精通度(施工実績) 標準評価項目について

ア 評価対象工事

当該(総合)振興局水産課・林務課又は森林室発注の5百万円以上の工事を対象とする。なお、工事資格及び工種等は問わない。

施工実績(例)

工事箇所と同じ地域での施工実績	適用
水産土木工事の実績	水産林務部所管工事であるので評価する。
森林土木工事の実績	水産林務部所管工事であるので評価する。
一般土木工事の実績	建設部所管工事であるので評価しない。

イ 評価対象期間

(ア) 過去15年間の基本とする。

(イ) 過去15年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、15年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に引渡し完了した工事の施工実績として設定する。

(公告日が令和7年度の場合:平成22年4月1日から令和7年3月31日までの期間に引き渡しが完了した工事の施工実績)

ウ 評価基準

過去15年間の同種工事の経験 標準評価項目

技術評価項目		評価基準		配点
地域精通度	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	適用1	道内	1.50
			なし	0.00
		適用2	工事箇所と同じ(総合)振興局管内	1.50
			上記に隣接する(総合)振興局管内	1.00
			道内	0.50
			なし	0.00
		適用3	工事箇所と同じ市町村及び隣接する市町村管内	1.50
			工事箇所と同じ(総合)振興局管内	1.00
			上記に隣接する(総合)振興局管内	0.50
			なし	0.00
		適用4	工事箇所と同じ市町村	1.50
			工事箇所と同じ市町村及び隣接する市町村管内	1.00
			工事箇所が存する(総合)振興局管内	0.50
			なし	0.00



- (1) 隣接する市町村の範囲は、工事箇所と同じ(総合)振興局の範囲内とする。  
 なお、(総合)振興局は、工事ごとに隣接する市町村の範囲を設定する。
- (2) 工事内容によって(総合)振興局で評価基準を設定することができる。

エ その他

施工実績に該当する工事が複数ある場合は、入札参加者は、評価が最も高くなると予想される工事を1つ選択の上、施工実績を証明する資料として、コリンズ(工事实績情報サービス)の登録内容確認書(工事实績)の写し又は(別紙)地域精通度に関する調書(工事場所、工事内容、請負金額等)とその内容が確認できるものを提出する。

## 12 ガイドラインⅢ-3-2-3 配置予定技術者

- (1)主任(監理)技術者の資格 標準評価項目の「ウ 評価基準の(イ)」について
- (イ) 求める技術士の分野は、水産土木の場合は水産部門(選択科目「水産土木」)及び建設部門を基本とし、森林土木の場合は森林部門(選択科目「森林土木」)及び建設部門を基本とする。  
 なお、必要に応じ他の分野の技術士を求めることができる。

## 13 ガイドラインⅢ-3-2-3 配置予定技術者

- (2)主任(監理)技術者の継続教育 標準評価項目の「ア 評価対象の種類」について  
 評価対象とする継続教育の種類は、次表のとおりとする。なお、必要に応じて適宜追加できる。

団体名	単位	推奨単位				
		1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	ユニット	20以上	40以上	60以上	80以上	100以上
(公社)土木学会	単位	50以上	—	—	—	—
(公社)日本技術士会	CPD時間	50以上	—	150以上	—	—
(一社)森林・自然環境技術者教育会	CPD時間	20以上	—	—	—	100以上
上記以外の団体		各団体の推奨単位とする。				

注 推奨単位は、各団体が示す令和7年1月末現在の数字

**【注意事項】**

令和元年度後半以降の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う講習会等の開催回数減少を踏まえ、令和7年度の評価基準は特例措置を実施する場合がある。(別途通知を参照)

## 14 ガイドラインⅢ-3-2-3 配置予定技術者

- (3)主任(監理)技術者の建設管理部優秀現場代理人表彰 標準評価項目について

主任(監理)技術者の(総合)振興局優秀技術者等表彰 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	配点
配置予定技術者	主任(監理)技術者の(総合)振興局優秀技術者等表彰	過去1~3年間に表彰あり	0.50
		過去4~5年間に表彰あり	0.25
		なし	0.00

ア 評価対象の種類

求める表彰の種類(水産土木と森林土木は別評価とする)は、各(総合)振興局水産課・林務課又は森林室発注工事における優秀技術者等表彰とする。

イ 評価対象期間

- (ア) 過去5年間を基本とする。

- (イ) 過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に配置予定技術者が受賞した表彰として設定する。  
(公告日が令和7年度の場合、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間に配置予定技術者が受賞した表彰とする。)

#### ウ 評価基準

- (ア) 過去1～5年間に表彰がある場合、評価する。
- (イ) 当該(総合)振興局における表彰について評価対象とする。
- (ウ) 各(総合)振興局管内の兼任予定の他工事と重複して評価しない。  
なお、兼任予定の他工事が、次のいずれかの場合は評価対象とする。
- ・当該工事の競争入札参加資格申請時点で、他工事の契約工期の終期が入札日の前日までであること。(受注者の責によらない工期の延長の場合は、工期延長前の工期で判断する。)
  - ・当該工事の競争入札参加資格申請時点で、他工事の工事完成を通知していること。
- (エ) 「申請」は、申請した各(総合)振興局において、工事を落札するまで申請ができる。  
ただし、同一の技術者で複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の次以降の申請済み工事の当該項目の評価は、0点として評価値を算出する。  
なお、先行する工事とは、入札日の早い順(同一入札日に複数申請している場合は、入札整理番号順)で判断することとし、評価点事後審査方式を含むものとする。  
また、同一入札日で複数申請している工事の内、施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事(以下、「提出対象工事」という。)がある場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に判断し、その後、提出対象工事を入札整理番号順に判断する。
- (オ) 評価対象は、表彰時に在籍していた会社と同一の所属として申請された場合に限るものとし、表彰時と異なる会社で申請された場合は評価しないものとする。  
ただし、表彰受賞後に合併、事業譲渡があった場合は、「表彰時に在籍していた会社」を合併後存続会社及び譲受会社として取り扱って差し支えない。

### 15 ガイドラインⅢ-3-2-3 配置予定技術者

(4)その他(主任(監理)技術者の場合)のアについて

ア 建設業法上兼任配置を認める場合の評価の扱いについては、次の通りとする。

主任(監理)技術者の	兼任の場合
(1)資格	重複して評価できる。
(2)継続教育	重複して評価できる。
(3)(総合)振興局優秀技術者等表彰	各(総合)振興局管内の兼任予定の工事と重複して評価しない。

(参考例) ある監理技術者が、年度内に複数工事を担当する場合

(総合)振興局				監理技術者の想定
				(1) 資格 → 一級土木施工管理技士
				(2) 継続教育 → 推奨単位以上取得
				(3) (総合)振興局優秀技術者表彰 → 2年前に受賞
	工事A	工事B	工事C	
(1)資格	評価	評価	評価	
(2)継続教育	評価	評価	評価	
(3)表彰	評価	評価しない (兼任の工事Aで適用済のため)	評価 (適用済工事Aは入札までに完成のため) (兼任の工事Bで非適用のため)	

## 16 ガイドラインⅢ-3-2-3 配置予定技術者

主任(監理)技術者の配置経験(同種工事)について

主任(監理)技術者等の配置経験

技術評価項目		評価基準	配点
配置予定技術者	主任(監理)技術者等の配置経験	過去5年間に同種工事の配置経験あり	0.50
		過去10年間に同種工事の配置経験あり	0.25
		なし	0.00

- (1) 配置予定している主任技術者、監理技術者の配置経験を評価する。
- (2) 主任技術者、監理技術者、現場代理人、現場技術員として、当該公告で求めた同種工事の配置経験を評価する。
- (3) 同種工事の工事規模は問わない。
- (4) 主任技術者、監理技術者、現場代理人、現場技術員として配置されたことが書面で確認できる場合に評価する。
- (5) 評価対象期間は、過去10年間を基本とする。
- (6) 過去10年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、10年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に引渡し完了した工事に配置された経験として設定する。  
(公告日が令和7年度の場合:平成27年4月1日から令和7年3月31日までの期間に引き渡し完了した工事の配置経験)

## 17 ガイドラインⅢ-3-2-4 担い手の育成・確保

(3) 担い手の育成・確保【地域での選択項目】標準評価項目について

担い手の育成・確保【地域での選択項目】標準評価項目

技術評価項目		評価基準	配点	
担い手の育成確保 (地域での選択項目)	技術職員の育成・確保	若年技術職員の育成・確保	技術職員の35歳未満の割合が15%以上又は新規技術者(35歳未満)が1%以上	
			なし	
		技術職員総数の確保	技術職員の総数が、同数以上	
			技術職員の総数の減少が1~2人、又は、減少率が4%以下	
		技術職員の総数の減少が3人、又は、減少率が6%以下		
		なし		
	新規の雇用		新規の雇用あり	0.50
			なし	0.00
	労働環境改善	雇用環境への取組	建設雇用への取組あり(①建設雇用改善優良事業所表彰 ②通年雇用 ③奨学金返還支援)	0.50
			なし	0.00
		仕事と家庭の両立支援の取組	仕事と家庭の両立支援の取組あり	0.50
			なし	0.00
高年齢者継続雇用		高年齢継続雇用の取組あり	0.50	
		なし	0.00	
女性の活躍支援		女性の活躍支援の取組あり	0.50	
		なし	0.00	
地域独自設定項目		各発注機関が独自に設定できる項目とする	適宜	

※配点は、参考値であり指定項目は4項目以上とし、各(総合)振興局で設定できる。

ア 評価項目の選択

上表の技術評価項目の中から地域の実情等に応じて、(総合)振興局は、4項目以上の指定項目及び配点を設定し評価する。

イ その他

- (1) 上表の技術評価項目の配点は、参考値とする。
- (2) 各評価項目の詳細については、別表1による。

別表1 担い手の育成・確保【地域での選択項目】

技術評価項目	留意事項等
新規の雇用	<p><b>【評価対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。</li> <li>(ア) 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者を(卒業・修了年度を含む4か年度以内)雇用した企業。</li> <li>(イ) 過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。</li> </ul> <p>なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年4月1日時点で3か月を超える継続雇用関係にある者とする。(継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者(いわゆる正規雇用)とする。)</li> <li>・採用時点において、満35歳未満の者とする。</li> </ul> <p>※対象年齢の拡大や、高齢者雇用安定法に基づき雇用した企業を評価対象とするなど、地域の就労環境に応じて、各(総合)振興局で独自に評価対象の条件等を設定できる運用とする。</p> <p><b>【評価期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。</li> <li>(公告日が令和7年度の場合、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間)</li> </ul> <p><b>【評価基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインの評価基準は適用しない。</li> </ul>
雇用環境への取組	<p><b>【評価対象】</b></p> <p>評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 道内に存する事業所における北海道知事による建設雇用改善優良事業所表彰を過去3年間に受けた企業。</li> <li>(イ) 令和7・8年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「通年雇用」の審査において評価された企業。</li> <li>(ウ) 若年者雇用の取組として職員の奨学金返還、又は学生等内定者への奨学金給付の支援に取り組む企業。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金返還の支援(代理返還等)、又は奨学金の支給(給付団体への出資を含む)を行っている、又は行う規定を設けている企業。</li> <li>・道内市町村の奨学金返還支援制度の認定(登録)がある企業。</li> <li>・独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)のホームページにおいて企業の奨学金返還支援(代理返還)制度に登録されている企業。</li> </ul> <p><b>【評価期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(ア)における過去3年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、3年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に受賞した表彰として設定する。</li> <li>(公告日が令和7年度の場合、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの期間に受賞した表彰とする。)</li> <li>・(ウ)は当該年度において、企業のホームページへの掲載、求人票、社内規約、及びその他企業の支援があることを確認できる書類(写し)の提出があった企業。</li> </ul> <p>(添付書類で会社名が確認できないものは評価しない)</p>

別表1 担い手の育成・確保【地域での選択項目】

技術評価項目	留意事項等																																								
仕事と家庭の両立支援の取組	<p><b>【評価対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申込締切日の前日時点で、次のいずれかの企業を評価対象とする。(認定期間や計画期間の終了日が公告日以降のものを有効)</li> <li>・「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「仕事と子育て・介護等の両立」の取組分野に該当があり、認定証の写しの提出があった企業。</li> <li>・「北海道あったかファミリー応援企業」として認定され、認定証の写しの提出のあった企業。</li> <li>・次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、当該計画策定届(変更届)の提出のあった企業。</li> </ul>																																								
高年齢者継続雇用	<p><b>【評価対象】</b></p> <p>次のいずれかの企業を評価対象とする。</p> <p>①令和7・8年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「高年齢者継続雇用対策」の審査において評価された企業。</p> <p>②前年度の4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、当該年度の4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価対象とする。</p> <p>補足(②について)</p> <p>(公告日が令和7年度の場合、令和6年4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、令和7年4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価する。令和6年4月1日が満65歳の誕生日の人を令和6年4月1日に雇用し、令和7年4月1日まで雇用した場合は評価対象となる。)</p> <p>(高年齢者継続雇用の評価の考え方)</p> <table border="1" data-bbox="467 1104 1442 1666"> <thead> <tr> <th></th> <th>R6.4.1 令和5年度&gt;</th> <th>R7.4.1 &lt;令和6年度&gt;</th> <th>R7.4.1 &lt;令和7年度&gt;</th> <th>【評価の判断】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>【考え方】</b> . . . . .</td> <td></td> <td>← この間の継続雇用が確認できれば評価 →</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケース1</td> <td></td> <td>★ 雇用(4月1日)</td> <td></td> <td>○ (R6.4.1～R7.4.1継続雇用であるため)</td> </tr> <tr> <td>ケース2</td> <td></td> <td></td> <td>★ 雇用</td> <td>× (R6.4.1から雇用していないため不可)</td> </tr> <tr> <td>ケース3</td> <td></td> <td>★ 雇用</td> <td></td> <td>× (R6.4.1から雇用していないため不可)</td> </tr> <tr> <td>ケース4</td> <td>★ 雇用</td> <td>☆ 退職</td> <td></td> <td>× (R7.4.1時点で雇用していないため不可)</td> </tr> <tr> <td>ケース5</td> <td>★ 雇用</td> <td>☆ 退職</td> <td>★ 再雇用</td> <td>× (継続して雇用していないため不可)</td> </tr> <tr> <td>ケース6</td> <td>★ 雇用</td> <td></td> <td></td> <td>○ (R6.4.1～R7.4.1継続雇用であるため)</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、評価対象の高年齢者は、下記の(ア)から(ウ)のいずれかの雇用形態に該当する場合とする。</p> <p>(ア)雇用期間の定めのない雇用契約労働者。</p> <p>(イ)一定期間(1か月、6か月等)を定めて雇用されるものであっても、その雇用期間が反復更新されて事実上(ア)と同一の状態にあると認められる者。</p> <p>(ウ)日々雇用される者であっても、雇用契約が更新されて事実上(ア)と同様の状態にあると認められる者。</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>入札参加者には、下記の(ア)～(ウ)のいずれかの書類の提出を求める。</p>		R6.4.1 令和5年度>	R7.4.1 <令和6年度>	R7.4.1 <令和7年度>	【評価の判断】	<b>【考え方】</b> . . . . .		← この間の継続雇用が確認できれば評価 →			ケース1		★ 雇用(4月1日)		○ (R6.4.1～R7.4.1継続雇用であるため)	ケース2			★ 雇用	× (R6.4.1から雇用していないため不可)	ケース3		★ 雇用		× (R6.4.1から雇用していないため不可)	ケース4	★ 雇用	☆ 退職		× (R7.4.1時点で雇用していないため不可)	ケース5	★ 雇用	☆ 退職	★ 再雇用	× (継続して雇用していないため不可)	ケース6	★ 雇用			○ (R6.4.1～R7.4.1継続雇用であるため)
	R6.4.1 令和5年度>	R7.4.1 <令和6年度>	R7.4.1 <令和7年度>	【評価の判断】																																					
<b>【考え方】</b> . . . . .		← この間の継続雇用が確認できれば評価 →																																							
ケース1		★ 雇用(4月1日)		○ (R6.4.1～R7.4.1継続雇用であるため)																																					
ケース2			★ 雇用	× (R6.4.1から雇用していないため不可)																																					
ケース3		★ 雇用		× (R6.4.1から雇用していないため不可)																																					
ケース4	★ 雇用	☆ 退職		× (R7.4.1時点で雇用していないため不可)																																					
ケース5	★ 雇用	☆ 退職	★ 再雇用	× (継続して雇用していないため不可)																																					
ケース6	★ 雇用			○ (R6.4.1～R7.4.1継続雇用であるため)																																					

別表1 担い手の育成・確保【地域での選択項目】

技術評価項目	留意事項等
	<p>(ア). 健康保険被保険者証の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し。                      (イ). 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び出勤簿や賃金台帳等の継続雇用していることを証明する書類の写し。                      (ウ). 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し。</p>
女性の活躍支援	<p><b>【評価対象】</b>                      次のいずれかの企業を評価対象とする。                      ・令和7・8年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「女性活躍支援」の審査において評価された企業。                      ・「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「女性」の取組分野に該当があり、認定証の写しの提出があった企業。(認定期間の終了日が公告日以降のものを有効)                      ・「北海道なでしこ応援企業」として認定され、認定証の写しの提出のあった企業。(認定期間の終了日が公告日以降のものを有効)                      ・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申込締切日の前日時点で、女性活躍推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、当該計画策定届(変更届)の提出のあった企業。(計画期間の終了日が公告日以降のものを有効)</p>
地域独自設定項目	<p>・各(総合)振興局が独自に設定できる項目とする。</p>



## 18 ガイドラインⅢ-3-2-5 地域の守り手確保

(1)主たる営業所の所在地 標準評価項目の「イ 評価基準の(イ)、(ウ)、(エ)」について

(イ) 当該工事の入札参加資格の要件に設定した地域範囲に応じて、次表の適用1から4の中から選択する。

主たる営業所の所在地 標準評価項目

技術評価項目		評価基準		配点
地域の守り手確保	主たる営業所の所在地	適用1	道内	1.00
			なし	0.00
		適用2	工事箇所と同じ(総合)振興局管内	1.00
			上記に隣接する(総合)振興局管内	0.75
			道内	0.50
			なし	0.00
		適用3	工事箇所と同じ市町村及び隣接する市町村管内	1.00
			工事箇所と同じ(総合)振興局管内	0.75
			上記に隣接する(総合)振興局管内	0.50
			なし	0.00
		適用4	工事箇所と同じ市町村	1.00
			工事箇所と同じ市町村及び隣接する市町村管内	0.75
			工事箇所が存する(総合)振興局管内	0.50
			なし	0.00

- (1) 隣接する市町村の範囲は、工事箇所と同じ(総合)振興局の範囲内とする。  
 なお、(総合)振興局は、工事ごとに隣接する市町村の範囲を設定する。  
 (2) 工事内容によって(総合)振興局で評価基準を設定することができる。

(ウ)、(エ)の評価基準は適用しない。

## 19 ガイドラインⅢ-3-2-5 地域の守り手確保

(2)災害時の協力等 標準評価項目の「ア 評価基準」について

災害時の協力等 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	配点	
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	災害時の協力等	災害協定あり	1.00
			なし	0.00

ア 評価基準

- (ア) 災害時の協力は、当該年度における北海道との災害協定への有無を評価するものとする。  
 (イ) 評価の対象とする協定は、入札参加の地域要件の設定が全道枠となっている工事は、全道の何れかの(総合)振興局との協定について評価する。  
 (ウ) 評価の対象とする協定は、入札参加の地域要件の設定が全道枠以外の工事は、該当する(総合)振興局との協定について評価する。

## 20 ガイドラインⅢ－3－2－5 地域の守り手確保

(2)災害時の協力等の取扱いについて

森林と水産業・漁村の有する多面的機能の維持増進活動 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	配点
地域の 守り手 確保	森林と水産業・漁村の有する多面的機能の維持増進活動	過去3か年度に活動実績	1.50
		過去2か年度に活動実績	1.00
		単年度の活動	0.50
		なし	0.00

### 【水産業・漁村の多面的機能】

水産業・漁村は、水産物を供給する本来的機能以外に、自然環境を保全する機能、国民の生命財産を保全する機能、居住や交流の「場」を提供する機能、地域社会を形成し維持する機能などの多面的な機能を有している。

### 【森林のもつ多面的機能】

(1) 評価対象とする活動内容(ボランティア活動に限る)

- ・植樹活動(植栽、下刈、枝払等)
- ・協定に基づく森林パトロール
- ・海難救助、捜索活動
- ・海岸漂着木の除去活動
- ・その他(森林や水産業・漁村の多面的機能の維持増進に資する活動)

(2) 評価対象地域は、工事を施工する(総合)振興局管内とする。

(3) 評価対象期間は、過去3か年度を基本とする。

過去か年度は、当該年度の前年度から起算するものとし、3年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に活動した実績として設定する。

(公告日が令和7年度の場合:令和4年4月1日から令和7年3月31日までの期間に活動した実績)

(4) 過去3か年度の実稼働年に応じて、1年は0.5点、2年は1.0点、3年は1.5点を付与する。

令和7年度の場合(例)

ケース	森林と水産業・漁村の有する多面的機能の維持増進活動			配点	備考
	R4年度	R5年度	R6年度		
1	○	○	○	1.50	過去3か年度の活動実績
2		○	○	1.00	過去2か年度の活動実績
3	○	○		1.00	〃
4	○		○	1.00	〃
5	○			0.50	単年度の活動実績

## 21 ガイドラインⅢ-3-2-5 地域の守り手確保

(3)地域の安全・安心貢献度、地域経済への波及、地域社会貢献【地域での選択項目】 標準評価項目について

地域の安全・安心貢献度、地域経済への波及、地域社会貢献【地域での選択項目】 標準評価項目

技術評価項目		評価基準		配点	
地域の守り手確保	地域の安心・安全貢献度	緊急時の応急措置の実績	過去5年間に工事箇所と同じ(総合)振興局管内の実績あり	0.50	
			なし	0.00	
	地域社会貢献	多様な雇用への取組	いずれかに該当あり(①障がい者就労支援、②協力雇用主制度)	0.50	
			なし	0.00	
		環境対策の認定制度等	登録又は認証あり	0.50	
			なし	0.00	
	労働安全衛生活動	認定・認証又は活用実績等あり	0.50		
		なし	0.00		
	その他	地域独自設定項目	(総合)振興局が独自に設定できる項目とする		適宜
	地域経済への波及	地域企業の活用	適用1 地域内企業の活用比率	20%以上	0.50
				10%以上 20%未満	0.25
				10%未満	0.00
適用2 地域内企業の活用計画			下請活用計画の企業所在地が工事箇所と同じ市町村管内及び隣接市町村管内	0.50	
			下請活用計画の企業所在地が工事箇所と同じ(総合)振興局管内	0.25	
			なし	0.00	
地域経済活性化評価	工事予定入札額の5.0%以上	0.50			
	工事予定入札額の2.5%以上	0.25			
	なし	0.00			

※配点は、参考値であり指定項目は2項目以上とし、各(総合)振興局で設定できる。

### ア 評価対象

上記表の技術評価項目の中から、地域の実情等に応じて、(総合)振興局が2項目以上の指定項目及び配点を設定し、評価する。

### イ その他

- (1) 上記表の配点は、参考値とする。
- (2) (総合)振興局は、必要に応じて、技術評価項目を増減することができる。
- (3) (総合)振興局は、必要に応じて、評価基準を設定することができる。
- (4) 技術評価項目の詳細については、別表2による。

別表2 地域の守り手確保【地域での選択項目】

技術評価項目	留意事項等
緊急時の応急措置の実績	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該(総合)振興局管内で災害などの緊急時の応急措置の実績を評価対象とする。</li> </ul> <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年間の実績を評価する。</li> <li>・過去5年間は当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に緊急時の応急措置の実績として設定する。 (公告日が令和7年度の場合:令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間とする。)</li> </ul> <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の応急措置は、災害時の応急工事、災害・事故等による緊急出動や施工などの対応とする。</li> <li>・過去5年間に1回以上実績がある場合に評価する。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動内容及び活動時期が客観的に判断できる資料(感謝状、お礼状、新聞記事の写しなど)の提出を求める。</li> </ul>
多様な雇用環境への取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象は以下のいずれかの企業を評価対象とする。</li> <li>・令和7・8年度北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「障がい者の就労支援」の審査において評価された企業、又は北海道働き方改革推進企業認定制度の「障がい者」の取組分野に該当があり、写しの提出があった企業。 (北海道働き方改革推進認定制度の認定期間の終了日が公告日以降のものを有効とする)</li> <li>・保護観察所に協力雇用主として登録されている企業。 (登録先の保護観察所長が発行する証明書の提出があった企業。ただし、当該年度において協力雇用主として登録していることを証するものであること。)</li> </ul>
環境対策の認定制度等	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象は以下のいずれかの認定又は認証登録により評価する。</li> <li>・評価対象とする認定制度等の種類は、ISO14001、北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門、北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、エコアクション21(EA21)とする。</li> <li>・認定又は登録期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定証等の写しの提出を求める。</li> </ul>
労働安全衛生活動	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象とする認定制度等は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)、労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001)、労働安全コンサルタント等を活用して認定・認証取得に向けた継続的な学習。</li> <li>・認定又は認証の有効期限日が公告日以後のものを評価対象とする。</li> <li>・継続的な学習とは、認定・認証取得に向けてシステムの構築、システムの運用などに関する学習をいう。</li> </ul> <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定又は認証登録により評価する。</li> <li>・労働安全コンサルタント等を活用している記録簿等により評価する。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定証等の写しの提出を求める。</li> </ul>

別表2 地域の守り手確保【地域での選択項目】

技術評価項目	留意事項等																																								
<p>地域企業の活用</p> <p>※適用1は、2億5千万円以上の工事に適用する。 適用2は、2億5千万円未満の工事に適用する。 なお、地域の実情等応じて、選択ができる。</p>	<p>適用1:地域内企業の活用比率</p> <p><b>【評価対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請負額に対する、元請及び一次下請企業のうち地域内企業の施工額の割合(活用比率)を評価対象とする。</li> <li>・地域内企業とは、当該(総合)振興局が設定した地域内に「主たる営業所」が存する企業とする。</li> </ul> <p><b>【評価基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加者から提出される「地域内企業活用比率」(様式-6-5)により評価する。</li> <li>・「地域内企業活用比率」は、次式により算出する。</li> </ul> $\left( \begin{array}{c} \text{地域内企業} \\ \text{活用比率(\%)} \end{array} \right) = \frac{(\text{自社施工額} + \text{一次下請施工額}) \text{のうち地域内企業施工額}}{\text{請負額(予定)}} \times 100$ <p>(小数点以下切り捨て)</p> <p>    自社施工額      : 請負費のうち一次下請施工額以外の金額(税込)     一次下請施工額 : 元請(自社)から一次下請企業への支払金額(税込)     請負額          : 入札金額(税込)</p> <p>注) 元請が地域内企業及び地域外企業で構成される共同企業体である場合には、自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち地域内企業である構成員の施工額を、「自社施工額のうち地域内企業施工額」とする。</p> <p><b>※計算例</b></p> <p>計算例1(単体企業) 入札金額(予定) 100,000,000円</p> <table border="1" data-bbox="443 1151 884 1240"> <thead> <tr> <th></th> <th>全体額</th> <th>うち地域内企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自社施工額</td> <td>70,000,000</td> <td>70,000,000</td> </tr> <tr> <td>一次下請施工額</td> <td>30,000,000</td> <td>5,000,000</td> </tr> </tbody> </table> $\left( \begin{array}{c} \text{地域内企業} \\ \text{活用比率} \end{array} \right) = \frac{70,000,000 + 5,000,000}{100,000,000} \times 100 = 75\%$ <p>計算例2(共同企業体) 入札金額(予定) 100,000,000円</p> <table border="1" data-bbox="443 1352 730 1527"> <thead> <tr> <th></th> <th>全体額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自社施工額</td> <td>70,000,000</td> </tr> <tr> <td>一次下請施工額</td> <td>30,000,000</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="769 1379 1398 1496"> <thead> <tr> <th>構成員</th> <th>出資比率</th> <th>施工額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A社</td> <td>0.50</td> <td rowspan="3">70,000,000 × 出資比率</td> <td>35,000,000</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td>0.30</td> <td>21,000,000</td> <td>地域内</td> </tr> <tr> <td>C社</td> <td>0.20</td> <td>14,000,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="443 1550 884 1639"> <thead> <tr> <th></th> <th>全体額</th> <th>うち地域内企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自社施工額</td> <td>70,000,000</td> <td>21,000,000</td> </tr> <tr> <td>一次下請施工額</td> <td>30,000,000</td> <td>5,000,000</td> </tr> </tbody> </table> $\left( \begin{array}{c} \text{地域内企業} \\ \text{活用比率} \end{array} \right) = \frac{21,000,000 + 5,000,000}{100,000,000} \times 100 = 26\%$ <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該振興局が設定した地域内とは、(総合)振興局管内を基本とする。なお、地域の実情、工事の性格等に応じて、各(総合)振興局において設定できる。</li> <li>・主たる営業所とは、とは次のいずれかに該当するものをいう。             <ol style="list-style-type: none"> <li>a 建設業法許可申請書別表(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式1号別表)の主たる営業所の欄に記載されているもの。</li> <li>b 会社法第27条の本店で、かつ建設業法第3条の許可を有している営業所。</li> </ol> </li> </ul>		全体額	うち地域内企業	自社施工額	70,000,000	70,000,000	一次下請施工額	30,000,000	5,000,000		全体額	自社施工額	70,000,000	一次下請施工額	30,000,000	構成員	出資比率	施工額	備考	A社	0.50	70,000,000 × 出資比率	35,000,000	B社	0.30	21,000,000	地域内	C社	0.20	14,000,000			全体額	うち地域内企業	自社施工額	70,000,000	21,000,000	一次下請施工額	30,000,000	5,000,000
	全体額	うち地域内企業																																							
自社施工額	70,000,000	70,000,000																																							
一次下請施工額	30,000,000	5,000,000																																							
	全体額																																								
自社施工額	70,000,000																																								
一次下請施工額	30,000,000																																								
構成員	出資比率	施工額	備考																																						
A社	0.50	70,000,000 × 出資比率	35,000,000																																						
B社	0.30		21,000,000	地域内																																					
C社	0.20		14,000,000																																						
	全体額	うち地域内企業																																							
自社施工額	70,000,000	21,000,000																																							
一次下請施工額	30,000,000	5,000,000																																							

別表2 地域の守り手確保【地域での選択項目】

技術評価項目	留意事項等
	<p><b>【履行確認】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・履行確認は、上記算定式により「地域内企業活用比率」を計算し確認する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域内企業の一次下請施工額は、該当する下請負人選定通知書により確認する。</li> <li>② 自社施工額は、最終契約額(税込)から、一次下請施工額(総額)を差し引いて確認する。なお、共同企業体の場合は、上記【評価基準】注と同様の扱いとする。</li> </ol> </li> </ul> <hr/> <p>適用2:地域内企業の活用計画</p> <p><b>【評価対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設定した地域内に主たる営業所がある企業の元請施工または一次下請(5百万円以上)で活用する計画を評価対象とする。</li> <li>・主たる営業所とは、建設業法許可申請書別表(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式1号別表)の主たる営業所の欄に記載されているものをいう。</li> </ul> <p><b>【評価基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元請施工会社または一次下請会社の所在地により評価する。</li> </ul> <p><b>【履行確認】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事完了時に、施工体制台帳により計画内容の履行状況を確認する。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請契約を締結した時に施工体制台帳等の写しを求める。</li> </ul>
地域経済活性化評価	<p><b>【評価対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の商工業者から工事資材や物品等の調達する計画を評価対象とする。</li> <li>・評価対象とする地域は、工事箇所と同じ市町村管内とする。</li> <li>・評価対象とする調達内容             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 建設機械のリース及び油脂類等、工事資材等、工事標識等</li> <li>② 現場労務者及び現場従業員に係る費用等                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・慰安、娯楽に要する費用、作業用具及び作業被服、食費等</li> </ul> </li> <li>③ 事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入</li> </ol> </li> </ul> <p><b>【評価基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済活性化評価(計画)調書により評価する。              地域経済活性化評価(計画)の有無を、様式-7に記入のうえ提出すること。              また、契約後は、施工計画書提出時に、資材の調達予定内訳(品目、規格・寸法、数量金額)を書面(様式任意)で提出すること。</li> <li>・地域経済活性化率は、次式により算出する。  <math display="block">\text{地域経済活性化率(\%)} = \text{調達予定金額(円)} \div \text{工事予定入札額(円)} \times 100</math>             ※ 小数第2位を切り捨て1位止</li> </ul> <p><b>【履行確認】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事完成後に、地域経済活性化評価(実績)調書(様式-8)の提出を求める。</li> <li>・支出証拠書類等により履行を確認する。              なお、設計変更等で当初請負金額が増額又は減額となった場合は、設計変更の内容を考慮し地域経済活性化率の履行を確認する。</li> </ul>

別表2 地域の守り手確保【地域での選択項目】

<p>その他</p>	<p>・各(総合)振興局が独自に設定できる項目とする。</p>																																											
<p>【例】 円滑な事業執行への貢献</p>	<p>(参考例) 円滑な事業執行への貢献度の評価では、該当工事の受注者は、工事の完成年度の翌年度の総合評価落札方式の入札において、次のとおり、受注した工事種類(※1)により獲得したポイント(※2)の累計を申請できる。</p> <p>(※1) 工事種類は、水産土木と森林土木は、別評価とする。 (※2) 当該工事に係る①指名停止の措置、②総合評価落札方式の不履行、③重要な契約不適合による修補(損害賠償)請求を受けた場合、①②③の通知日(請求日)以降は、当該工事におけるポイントは無効とする。</p> <p>(公告日が令和7年度の場合の例)</p> <p>■令和6年度</p> <table border="1" data-bbox="446 638 1428 963"> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">                 対象事業を受注のポイント獲得の                  施工             </td> <td colspan="3">                 当年度(公告日が令和6年4月1日~令和7年3月31日)の発注工事で獲得できるポイント                  【ポイント獲得の対象工事は、入札の公告に記載】             </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">                 ** (総合) 振興局**部・室**課 重点工事 各(総合) 振興局で設定             </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事種類(例)</td> <td style="text-align: center;">ポイント(例)</td> <td style="text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td>高度な技術力を必要とする工事</td> <td style="text-align: center;">0.50 P</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自然環境に配慮する工事</td> <td style="text-align: center;">0.50 P</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市街地等で振動・騒音規制区域内の工事</td> <td style="text-align: center;">0.25 P</td> <td></td> </tr> <tr> <td>点在型工事</td> <td style="text-align: center;">0.25 P</td> <td></td> </tr> <tr> <td>                 僻地工事                  その他各(総合) 振興局で指定する工事                  (緊急工事や災害復旧工事等の重要と判断)             </td> <td style="text-align: center;">0.25 P</td> <td></td> </tr> </table> <p>※共同企業体の場合、すべての構成員が指定したポイントを獲得できる。</p> <table border="1" data-bbox="446 1008 1252 1097"> <tr> <td style="text-align: center;">                 工事完成                  (完成通知日にポイント獲得)             </td> <td>                 【注意】次の場合は、ポイントは無効。                  ①指名停止の措置、②総合評価落札方式の不履行、                  ③重要な契約不適合による修補(損害賠償)請求             </td> </tr> </table> <p>■令和7年度(公告日が令和7年4月1日~令和8年3月31日) (各(総合) 振興局の設定により、2~3月発注の翌年度完成工事に適用する場合も考えられる。)</p> <table border="1" data-bbox="446 1209 1428 1780"> <tr> <td style="width: 50%;">                 総合評価落札方式で入札を行う工事のうち、評価項目に「円滑な事業執行への貢献」を設定する工事が公告             </td> <td style="width: 50%;">                 (対象工事は、各(総合) 振興局で設定)             </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">                 入札参加申請                  入札参加者は、昨年度獲得のポイントを申請できる。             </td> <td>                 【注意事項】 各(総合) 振興局で設定                  ・他の(総合) 振興局のポイントは評価しない。                  ・評価は申請ポイントで行う。(保有している累計ポイントではない)                  (例：累計1.50P保有していても、申請0.50Pなら、0.50Pで評価)                  ・工期が複数年度の場合(工期変更により複数年度となる場合も含む)…とする。                  ・適用回数は…とする。             </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">                 申請ポイントを確認し、評価可能な場合には、総合評価落札方式の評価点を加点。                  ※締切日前日までに、①指名停止の措置、②総合評価落札方式の不履行、③重要な契約不適合による修補(損害賠償)請求を確認             </td> <td>                 ポイントによる総合評価落札方式での加点 各(総合) 振興局で設定             </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1" data-bbox="734 1646 1412 1769"> <tr> <th>累計ポイント(例)</th> <th>総合評価落札方式における加点(例)</th> </tr> <tr> <td>1.00P の場合</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> </tr> <tr> <td>0.50P 以上 1.00P 未満の場合</td> <td style="text-align: center;">0.50</td> </tr> <tr> <td>0.50P 未満の場合</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>【入札の公告(例)】 「** (総合) 振興局**部・室**課重点工事」の指定について この工事は、** (総合) 振興局**部・室**課が円滑な事業執行への貢献度の評価として指定する「** (総合) 振興局**部・室**課重点工事」であり、工事種類は【** 工事】です。 当該工事を完成させた場合、**ポイントが付与され、次年度の総合評価落札方式の入札において、工事種類毎に設定したポイントの累計の申請により加点評価されます。</p>	対象事業を受注のポイント獲得の 施工	当年度(公告日が令和6年4月1日~令和7年3月31日)の発注工事で獲得できるポイント 【ポイント獲得の対象工事は、入札の公告に記載】			** (総合) 振興局**部・室**課 重点工事 各(総合) 振興局で設定			工事種類(例)	ポイント(例)	備考	高度な技術力を必要とする工事	0.50 P		自然環境に配慮する工事	0.50 P		市街地等で振動・騒音規制区域内の工事	0.25 P		点在型工事	0.25 P		僻地工事 その他各(総合) 振興局で指定する工事 (緊急工事や災害復旧工事等の重要と判断)	0.25 P		工事完成 (完成通知日にポイント獲得)	【注意】次の場合は、ポイントは無効。 ①指名停止の措置、②総合評価落札方式の不履行、 ③重要な契約不適合による修補(損害賠償)請求	総合評価落札方式で入札を行う工事のうち、評価項目に「円滑な事業執行への貢献」を設定する工事が公告	(対象工事は、各(総合) 振興局で設定)	入札参加申請 入札参加者は、昨年度獲得のポイントを申請できる。	【注意事項】 各(総合) 振興局で設定 ・他の(総合) 振興局のポイントは評価しない。 ・評価は申請ポイントで行う。(保有している累計ポイントではない) (例：累計1.50P保有していても、申請0.50Pなら、0.50Pで評価) ・工期が複数年度の場合(工期変更により複数年度となる場合も含む)…とする。 ・適用回数は…とする。	申請ポイントを確認し、評価可能な場合には、総合評価落札方式の評価点を加点。 ※締切日前日までに、①指名停止の措置、②総合評価落札方式の不履行、③重要な契約不適合による修補(損害賠償)請求を確認	ポイントによる総合評価落札方式での加点 各(総合) 振興局で設定		<table border="1" data-bbox="734 1646 1412 1769"> <tr> <th>累計ポイント(例)</th> <th>総合評価落札方式における加点(例)</th> </tr> <tr> <td>1.00P の場合</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> </tr> <tr> <td>0.50P 以上 1.00P 未満の場合</td> <td style="text-align: center;">0.50</td> </tr> <tr> <td>0.50P 未満の場合</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> </tr> </table>	累計ポイント(例)	総合評価落札方式における加点(例)	1.00P の場合	1.00	0.50P 以上 1.00P 未満の場合	0.50	0.50P 未満の場合	0.25
対象事業を受注のポイント獲得の 施工	当年度(公告日が令和6年4月1日~令和7年3月31日)の発注工事で獲得できるポイント 【ポイント獲得の対象工事は、入札の公告に記載】																																											
	** (総合) 振興局**部・室**課 重点工事 各(総合) 振興局で設定																																											
	工事種類(例)		ポイント(例)	備考																																								
	高度な技術力を必要とする工事		0.50 P																																									
	自然環境に配慮する工事		0.50 P																																									
	市街地等で振動・騒音規制区域内の工事		0.25 P																																									
	点在型工事	0.25 P																																										
僻地工事 その他各(総合) 振興局で指定する工事 (緊急工事や災害復旧工事等の重要と判断)	0.25 P																																											
工事完成 (完成通知日にポイント獲得)	【注意】次の場合は、ポイントは無効。 ①指名停止の措置、②総合評価落札方式の不履行、 ③重要な契約不適合による修補(損害賠償)請求																																											
総合評価落札方式で入札を行う工事のうち、評価項目に「円滑な事業執行への貢献」を設定する工事が公告	(対象工事は、各(総合) 振興局で設定)																																											
入札参加申請 入札参加者は、昨年度獲得のポイントを申請できる。	【注意事項】 各(総合) 振興局で設定 ・他の(総合) 振興局のポイントは評価しない。 ・評価は申請ポイントで行う。(保有している累計ポイントではない) (例：累計1.50P保有していても、申請0.50Pなら、0.50Pで評価) ・工期が複数年度の場合(工期変更により複数年度となる場合も含む)…とする。 ・適用回数は…とする。																																											
申請ポイントを確認し、評価可能な場合には、総合評価落札方式の評価点を加点。 ※締切日前日までに、①指名停止の措置、②総合評価落札方式の不履行、③重要な契約不適合による修補(損害賠償)請求を確認	ポイントによる総合評価落札方式での加点 各(総合) 振興局で設定																																											
	<table border="1" data-bbox="734 1646 1412 1769"> <tr> <th>累計ポイント(例)</th> <th>総合評価落札方式における加点(例)</th> </tr> <tr> <td>1.00P の場合</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> </tr> <tr> <td>0.50P 以上 1.00P 未満の場合</td> <td style="text-align: center;">0.50</td> </tr> <tr> <td>0.50P 未満の場合</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> </tr> </table>	累計ポイント(例)	総合評価落札方式における加点(例)	1.00P の場合	1.00	0.50P 以上 1.00P 未満の場合	0.50	0.50P 未満の場合	0.25																																			
累計ポイント(例)	総合評価落札方式における加点(例)																																											
1.00P の場合	1.00																																											
0.50P 以上 1.00P 未満の場合	0.50																																											
0.50P 未満の場合	0.25																																											

## 22 ガイドラインⅢ-3-2-6 地域建設業経営環境評価について

地域建設業経営環境評価は、適用しない。

## 23 ガイドラインⅢ-3-2-7 減点項目

(1)減点標準評価項目の「ウ その他」について

(ア) 減点評価対象工事は、全道の(総合)振興局水産課・林務課又は森林室発注工事を対象とする。

(イ) 過去の工事における工事施行成績の減点の理由が、配置予定技術者の死亡・健康上の理由等、やむを得ない事情による主任(監理)技術者の資格、継続教育、優秀現場代理人表彰、追加技術者の不履行による場合は、「過去6ヶ月の措置による減点」の対象外とする。

なお、上記事情の場合は、医療機関等の診断書の提示を求める。(「Ⅲ-3-4 履行確認・ペナルティ・評価結果の確認」(2)イ(イ) 参照)

※(参考)工事施行成績が減点されている工事の取り扱いは、適用しない。

(ウ) 減点に該当した場合は、重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)及び総合評価落札方式技術評価項目不履行報告書(様式-9)を水産林務部総務課へ提出する。

## 24 ガイドラインⅢ-3-2-8 標準評価項目

表Eとは、次表とする。

## 25 ガイドラインⅢ-3-2-8 標準評価項目

(1)施工計画審査タイプの「ア 基本的な考え方の(ア)」について

(ア) 施工計画審査タイプの技術評価点は、30点を基本とする。

## 26 ガイドラインⅢ-3-2-8 標準評価項目

(1)施工計画審査タイプの「イ 配点案の(イ)」について

(イ) 簡易な施工計画は、①②③の中から2項目を選択し、配点を10点とする。

## 27 ガイドラインⅢ-3-2-8 標準評価項目

(1)施工計画審査タイプのウについて

ウ 必要に応じて、企業の施工能力、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び技術評価点の満点(30点)の配点を増減できる。

## 28 ガイドラインⅢ-3-2-8 標準評価項目

(1)施工計画審査タイプのエについて

エ 「施工計画審査タイプ技術力重視型の試行」は適用しない。

## 29 ガイドラインⅢ-3-2-8 標準評価項目

(2)施行実績審査タイプの「ウ 施工実績審査タイプ地域型の試行」について

ウ 「施工実績審査タイプ地域型の試行」は適用しない。

## 30 ガイドラインⅢ-3-2-8 標準評価項目

(3)専門工事タイプについて

(3)「専門工事タイプ」は適用しない。



表 E

各タイプ標準評価項目

技術評価項目		評価基準			施工計画		施工実績				
			評価点	配点	小計	配点	小計				
簡易な 施工計画	①工程管理に係わる 技術的所見	配点=加点評価項目数÷評価対象項目数×5.0点		5.0	10.0 2項目選択	-					
	②品質管理に係わる 技術的所見	配点=加点評価項目数÷評価対象項目数×5.0点		5.0							
	③施工上の対処すべき 技術的所見	配点=加点評価項目数÷評価対象項目数×5.0点		5.0							
企業の 施工能力等	工事施行成績	北海道発注工事の当該工事と同じ入札参加資格による工事施行成績の平均点は、過去2年間の平均点を基本とする。ただし、過去2年間に実績の無い企業は当面の措置として、過去4年間の平均点で評価する。	9.3点 ≤ 平均点 < 9.1点	7.50	7.5	7.5	10.5				
		9.1点 ≤ 平均点 < 8.9点	7.00								
		8.9点 ≤ 平均点 < 8.7点	6.50								
		8.7点 ≤ 平均点 < 8.5点	6.00								
		8.5点 ≤ 平均点 < 8.3点	5.50								
		8.3点 ≤ 平均点 < 8.1点	5.00								
		8.1点 ≤ 平均点 < 7.9点	4.50								
		7.9点 ≤ 平均点 < 7.7点	4.00								
		7.7点 ≤ 平均点 < 7.5点	3.50								
		平均点 < 7.3点	3.00								
北海道水産林務部工事等優秀業者表彰(道新技術・新製品開発賞含む)	過去1~3年間に表彰あり	1.00	1.0	1.0							
	過去4~5年間に表彰あり	0.50									
ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得	0.50	0.5	0.5							
	なし	0.00									
地域精進度(施工実績)	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50	1.5	1.5							
		1.00									
		0.50									
配置予定技術者	主任(監理)技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	1.00	1.0	2.5	1.0					
		一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	0.75								
		(有資格期間10年以上)二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士	0.50								
		(有資格期間5年以上)二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士	0.25								
		上記以外	0.00								
	主任(監理)技術者の継続教育	CPDの証明あり(推奨単位以上取得)	0.50	0.5	0.5						
		なし	0.00								
	主任(監理)技術者の(総合)振興局優秀技術者等表彰	過去1~3年間に表彰あり	0.50	0.5	0.5						
		過去4~5年間に表彰あり	0.25								
	主任(監理)技術者等の配置経験	過去5年間に同種工事の配置経験あり	0.50	0.5	0.5						
過去10年間に同種工事の配置経験あり		0.25									
なし		0.00									
担い手の育成・確保	技術者の追加配置	一級・二級土木施工管理技士又は一級・二級建設機械施工技士の追加配置あり	0.50	0.5	2.5	2.0					
		あり	0.50								
		なし	0.00								
	地域の選択項目	技術職員の育成・確保	項目数は4項目以上、配点に応じて適宜設定	参考値	2.0	2.0	2.5				
			①若年技術職員の育成・確保	技術職員の35歳未満の割合が15%以上又は新規技術者(35歳未満)が1%以上				0.50			
			②技術職員総数の確保	上記該当なし				0.00			
			技術職員の総数が、同数以上	0.50							
			技術職員の総数の減少が1~2人、又は、減少率が4%以下	0.25							
			技術職員の総数の減少が3人、又は、減少率が6%以下	0.10							
			上記該当なし	0.00							
新規の雇用			過去5年間に新規の雇用あり	0.50							
なし			0.00								
労働環境改善			雇用環境への取組	建設雇用への取組あり(①建設雇用改善優良事業所表彰 ②通年雇用 ③奨学金に関する支援の取組)				0.50	2.0	2.0	
	なし	0.00									
	仕事と家庭の両立支援の取組	0.50									
高年齢者継続雇用	高年齢者継続雇用の取組あり	0.50	0.5	0.00							
		なし			0.00						
女性の活躍支援	女性の活躍支援の取組あり	0.50	0.5	0.00							
		なし			0.00						
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所	1.00	1.0	1.0					
			0.75								
			0.50								
		災害時の協力等	災害協定あり	1.00	1.0	1.0					
				なし			0.00				
		森林と水産業・漁村の有する多面的機能の維持増進活動	過去3カ年度継続した活動	1.50	1.5	1.5					
				複数年度の活動			1.00				
				単年度の活動			0.50				
		地域社会貢献	地域での選択項目	項目数は2項目以上、配点に応じて適宜設定	参考値	4.5	1.0	4.5			
				緊急時の応急措置の実績	過去5年間に工事箇所と同じ(総合)振興局管内の実績あり				0.50		
なし	0.00										
多様な雇用への取組	いずれかに該当あり(①障がい者の就労支援、②協力雇用主制度)			0.50							
なし	0.00										
環境対策の認定制度等	登録又は認証あり			0.50							
労働安全衛生活動	認定・認証又は活動実績あり			0.50							
なし	0.00										
その他	地域経済への波及			地域独自設定項目	各発注機関が独自に設定できる項目とする				適宜	1.0	1.0
					適用1				20%以上		
		地域内企業の活用比率	10%以上20%未満		0.25						
		10%未満	0.00								
		適用2	下請活用計画の企業所在地が工事箇所と同じ市町村及び隣接市町村管内		0.50						
		地域内企業の活用計画	下請活用計画の企業所在地が工事箇所と同じ(総合)振興局管内		0.25						
なし	0.00										
地域経済活性化評価	工事予定入札額の5.0%以上	0.50	0.25	0.00							
		工事予定入札額の2.5%以上			0.25						
なし	0.00	計(満点)	30.0	20.0							
減点項目	評価基準				配点						
過去6か月の措置による減点	重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求を受けた事例あり	-1.0	-1.0	-1.0							
		総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり									

\*施工計画、施工実績とは、施工計画審査タイプ、施工実績審査タイプをいう。

\*必要に応じて、企業の施工能力、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び技術評価点の満点の配点を増減できる。

\*担い手の育成・確保、地域の守り手確保の地域設定項目は、各(総合)振興局で指定項目及び配点を設定できる。

### 31 ガイドラインⅢ-3-3 共同企業体・企業合併等

(1)共同企業体の構成員としての実績の取扱いのアについて

ア 各技術評価項目に対する評価方法等は、次表のとおりとする。

技術評価項目		評価方法等
企業の施工能力等	工事施行成績	各構成員の平均点の単純平均とする。
	工事等優秀業者表彰	各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。
	ISOマネジメントシステム	
	地域精通度	入札参加者は、各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを評価する。
配置予定技術者	資格	各構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合は、各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。
	継続教育	
	優秀技術者等表彰	
	配置経験	
担い手の育成・確保	技術者の追加配置	構成員のいずれかにおいて申請した場合に評価する。
	技術職員の育成・確保	入札参加者は、各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを評価する。
	新規の雇用	
	雇用環境への取組	
	仕事と家庭の両立支援	
	高年齢者継続雇用	
	女性の活躍支援	
地域独自設定項目	地域の実情・評価項目に応じて各発注機関で評価方法等を設定する。	
地域の守り手確保	主たる営業所	入札参加者は、各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを評価する。
	災害時の協力等	
	多面的機能の維持増進活動	
	緊急時の応急措置	
	多様な雇用への取組	
	環境対策の認定制度等	
	労働安全衛生活動	
	地域独自設定項目	地域の実情・評価項目に応じて各発注機関で評価方法等を設定する。
	地域企業の活用	共同企業体としての計画を評価する。
地域経済活性化評価		
減点項目	重要な契約不適合の修補請求	構成員のいずれかに該当する事実がある場合に減点する。
	技術評価項目の不履行	

### 32 ガイドラインⅢ－3－4 履行確認・ペナルティ・評価結果の確認

#### (1) 履行確認

工事の監督及び検査に当たっては、評価した技術提案項目の内容を満たしているかどうかについて確認するものとする。

履行確認は、落札者に係る次の資料を工事監督員に交付し、工事開始後、工事監督員が履行状況を確認する。

工事の施工段階において、技術評価項目の不履行が発生した場合、その度合いに応じて、次に示す方法により、当該工事の工事施行成績を減点する。

工事監督員に交付する落札者に係る資料

- (1) 簡易な施工計画(様式－1～3)
- (2) 表D(評価対象及び評価数、総評価数の入ったもの)
- (3) 配置予定技術者調書(様式－5)
- (4) 担い手の育成・確保、地域の守り手確保調書(様式－6)
- (5) 地域経済活性化(計画)調書(様式－7)

なお、(1)、(3)、(4)、(5)については、履行確認内容(評価対象としたもの)を明確にした上で工事監督員へ交付する。(例:配置予定技術者調書において、技術者が複数の候補者により記載されている場合、評価対象とした技術者がわかるようにする。)

### 33 ガイドラインⅢ－3－4 履行確認・ペナルティ・評価結果の確認

(2) ペナルティ(工事施行成績の減点)の「イ 配置予定技術者の交代による工事施行成績の減点の(エ)減点数」について

(エ) 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、次表のとおりとする。

評価が下がる項目の組合せ				工事施行成績の 減点数
資格	継続教育	優秀技術者等表彰	技術者の配置経験	
○	○	○	○	5点
○		○	○	5点
○	○		○	5点
○	○	○		5点
○			○	4点
○		○		4点
○	○			4点
	○	○	○	3点
○				3点
		○	○	2点
	○	○		2点
	○		○	2点
	○			1点
		○		1点
			○	1点

注 表中の「○」は、交代した配置予定技術者を示す。

### 34 ガイドラインⅢ-4-1 評価点事後審査方式の試行

水産林務部が発注する簡易型総合評価落札方式の適用工事において、技術評価時の事務負担の軽減を図ることを目的に、入札参加者から技術評価項目申請書の各評価項目について自己採点を行った「評価点事後審査方式自己採点申請書」(以下、「自己採点申請書」という。)(様式-11)の提出を求め、入札執行後に自己採点の評価内容が明らかとなる技術資料に基づく評価の審査を行ったうえで、落札者を決定する方式(以下、「評価点事後審査方式」という。)の試行を行う。

#### (1) 評価点事後審査方式

##### ア 対象工事の選定

評価点事後審査方式を行う工事は、施工実績審査タイプを適用する工事の中から、(総合)振興局において選定するものとする。

##### イ 入札の公告

支出負担行為担当者は、入札の公告に当たっては、要領3に掲げる事項のほか、「当該入札は、「自己採点申請書」により、落札候補者を選定し、落札候補者から提出のあった技術資料に基づく評価の審査を入札執行後に行う試行工事であること」を周知するものとする。

##### ウ 入札の方法等

###### (ア) 「自己採点申請書」の提出

「自己採点申請書」(様式-11)の提出は、競争参加資格確認申請と同時に、求めるものとする。

###### (イ) 「技術評価項目申請書」の提出

「技術評価項目申請書」(別記様式)の提出は、入札書と同時に、求めるものとする。

###### (ウ) 落札候補者の選定

支出負担行為担当者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、落札者決定基準において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値(以下、「評価値」という。)を、「入札金額」と「自己採点申請書」により算出し、評価値の最も高い第一順位の者を落札候補者として選定する。

###### (エ) 技術評価項目の審査等

提出のあった技術資料に基づく「自己採点申請書」の審査及び評価は、落札決定基準に基づき支出負担行為者が決定するものとする。

技術資料に基づく審査は、評価値の最も高い第一順位の落札候補者について行うものとし、技術資料の審査の結果、第一順位の落札候補者の自己採点に誤りがあり、評価値の順位に変動が生じた場合は、評価値の高い方から第二順位の者を落札候補者として選定し、技術資料に基づく審査を行うものとする。なお、第二順位の落札候補者の自己採点に誤りがあり評価値の順位に変動が生じた場合は、評価値の高い方から第三順位の者を落札候補者とし、以降、順位に変動が生じない時点まで、順に審査及び評価を行うものとする。

なお、技術評価項目申請書の記載内容を証明する資料のない場合、該当する評価項目の評価値を「0点」として扱うものとする。

開札後、発注者において落札候補者以外の「自己採点申請書」と「技術評価項目申請書」の確認は行わないものとする。

##### エ 落札者の決定等

支出負担行為担当者は、最も評価値の高い者を落札者とする。

この場合において、最も評価値の高い者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

##### オ 自己採点申請書の評価基準

(ア) 支出負担行為担当者は、入札参加者が「自己採点申請書」により行った各項目の自己採点を超える評価は行わない。

(イ) 支出負担行為担当者は、落札候補者の自己採点に誤りがあった場合は、自己採点を超えない範囲で、評価値を修正するものとし、ペナルティなどの措置は講じないものとする。

カ 技術評価項目の評価結果の通知

支出負担行為担当者は、自己採点申請書の審査及び評価の対象となった落札候補者のうち、自己採点に誤りがあり支出負担行為担当者が修正した場合に限り、対象となる者に通知することとし、それ以外の場合は通知しない。

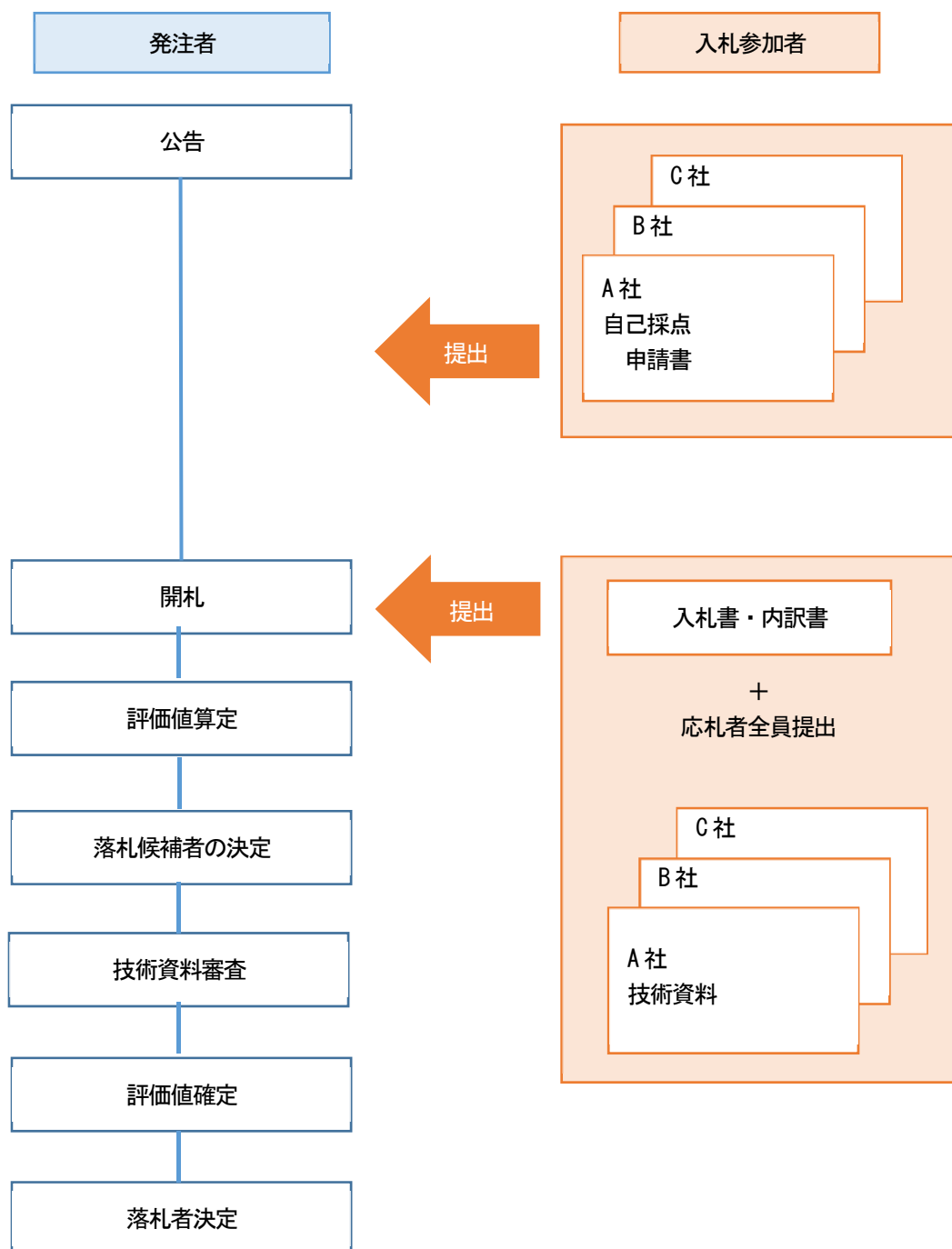
キ 技術評価項目の評価結果の説明

技術評価項目の評価結果の苦情については、「簡易型総合評価落札方式の試行の取扱いについて」(平成18年5月18日付け建情第207号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)、「簡易型総合評価落札方式の試行の運用について」(平成18年5月25日建情第252号建設部長通達)によることとするが、苦情の申立てができる者は、技術評価項目の評価結果の通知を受けた者とする。

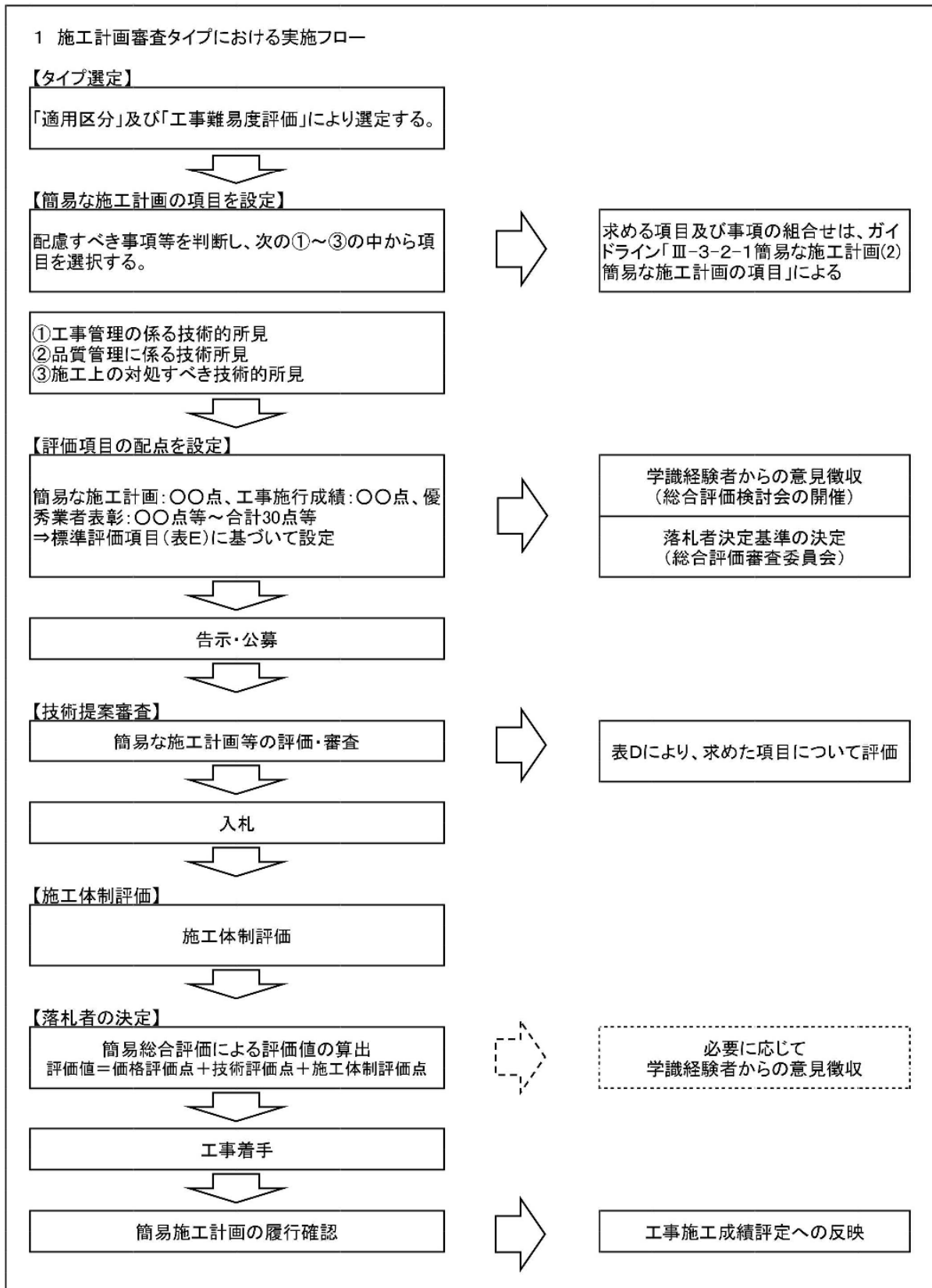
ク 公表

公表は、「簡易型総合評価落札方式の試行の取扱いについて」(平成18年5月18日付け建情第207号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)、「簡易型総合評価落札方式の試行の運用について」(平成18年5月25日建情第252号建設部長通達)によることとする。

(2) 評価点事後審査方式自己採点方式(入札時提出型)の試行概要



35 ガイドラインⅣ資料編のⅣ-1簡易型総合評価落札方式実施フローについて



2 施工実績審査タイプにおける実施フロー

【タイプ選定】

「適用区分」及び「工事難易度評価」により選定する。



【評価項目の配点を設定】

工事施行成績：〇〇点、優秀業者表彰：〇〇点等～  
合計20点等  
⇒標準評価項目(表E)に基づいて設定



学識経験者からの意見徴収  
(総合評価検討会の開催)

落札者決定基準の決定  
(総合評価審査委員会)



告示・公募



【技術評価項目審査】

企業の施工能力等評価・審査



入札



【施工体制評価】

施工体制評価



【落札者の決定】

簡易総合評価による評価値の算出  
評価値＝価格評価点＋技術評価点＋施工体制評価点



必要に応じて  
学識経験者からの意見徴収



工事着手



履行確認



工事施工成績評定への反映

3 施工実績審査タイプ(評価点事後審査評価)における実施フロー

【タイプ選定】

「適用区分」及び「工事難易度評価」により選定する。

【評価項目の配点を設定】

工事施行成績：〇〇点、優秀業者表彰：〇〇点等～合計20点等  
⇒標準評価項目(表E)に基づいて設定

学識経験者からの意見徴収  
(総合評価検討会の開催)

落札者決定基準の決定  
(総合評価審査委員会)

告示・公募

自己採点申請書

入札

提出

入札書・積算内訳書  
技術評価項目申請書

【施工体制評価】

施工体制評価(仮)

【評価値の算定】

自己採点評価による評価値の算定  
自己採点評価値(仮)  
= 価格評価点 + 技術評価点 + 施工体制評価点(仮)

提出依頼

積算内訳説明書

落札候補者の決定

【技術評価項目審査】

企業の施工能力等評価・審査  
(自己採点申請書内容・技術資料確認)

【施工体制評価審査】

施工体制評価・審査  
(積算内訳説明書の提出がある場合)

提出

総合評価審査委員会を開催

自己採点申請書を  
下方修正した場合

積算内訳説明書の  
提出がある場合

【落札者の決定】

簡易総合評価による評価値の算出  
評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 + 施工体制評価点

必要に応じて  
学識経験者からの意見徴収

工事着手

履行確認

工事施工成績評定への反映



## 36 ガイドラインⅣ－2特記仕様書(簡易型総合評価落札方式)について

特記仕様書への追加記載事項について、次のとおり例示する。

### (1) 施工計画審査タイプ

技術評価項目について

#### 1 責任の所在

発注者が技術評価項目を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

#### 2 技術評価項目に係る履行確認

簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事完了時において履行状況について確認を行う。

#### 3 技術評価項目に係るペナルティ

技術評価項目について、受注者が自らの責により申請を遵守することができない場合は、工事施行成績採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

なお、受注者の責によらない場合は、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

##### (1) 簡易な施工計画

ア 減点は、入札時に評価した簡易な施工計画の不履行が発生した場合で、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点数は、1項目当たり最大5点とする。

##### (2) 配置予定技術者

ア 減点は、交代した技術者の資格、継続教育、優秀技術者等表彰、配置経験の合計点が、入札時に評価した合計点より劣り、評価が下がる場合に実施する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

イ 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大5点とする。

ウ 追加配置技術者が交代する場合において、評価基準に該当しないことが判明した場合は、減点5点とする。

##### (3) 担い手の育成・確保、地域の守り手確保、地域独自設定項目の不履行による減点

ア 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点数は、1項目当たり一律5点とする。

※地域での選択項目、及び地域独自設定項目で、履行確認が不要となる評価項目については削除する。

(2) 施工実績審査タイプ

技術評価項目について

1 責任の所在

発注者が技術評価項目を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

2 技術評価項目に係る履行確認

配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事完了時において履行状況について確認を行う。

3 技術評価項目に係るペナルティ

技術評価項目について、受注者が自らの責により遵守することができない場合は、工事施行成績採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

なお、受注者の責によらない場合は、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

(1) 配置予定技術者

ア 減点は、交代した技術者の資格、継続教育、優秀技術者等表彰、配置経験の合計点が、入札時に評価した合計点より劣り、評価が下がる場合に実施する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

イ 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大5点とする。

ウ 追加配置技術者が交代する場合において、評価基準に該当しないことが判明した場合は、減点5点とする。

(2) 担い手の育成・確保、地域の守り手確保、地域独自設定項目の不履行による減点

ア 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点数は、1項目当たり一律5点とする。

※地域での選択項目、及び地域独自設定項目で、履行確認が不要となる評価項目については削除する。

### 37 ガイドラインⅣ－4様式集について

簡易型総合評価落札方式の様式は、次のとおりとする。

別記様式 技術評価項目申請書

様式－ 1 簡易な施工計画【工程管理に係る技術的所見】

様式－ 2 簡易な施工計画【品質管理に係る技術的所見】

様式－ 3 簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】、【記載例】

様式－ 4 企業の施工能力等調書

様式－ 5 配置予定技術者調書(総合評価用)

様式－ 6 担い手の育成・確保、地域の守り手確保調書

様式－ 7 地域経済活性化評価(計画)調書

様式－ 8 地域経済活性化評価(実績)調書

様式－ 9 重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)及び総合評価落札技術評価項目不履行報告書

様式－10 地域企業の活用(実績)調書

様式－11 評価点事後審査方式 自己採点申請書

別 紙 地域精通度に関する調書

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

競争入札参加希望者  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
(共同企業体の場合は企業体名を冠にすること)

## 技術評価項目申請書

簡易型総合評価落札方式のための技術評価項目申請書を提出します。添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

また、落札候補者となった際の発注者による確認において、申請した得点に錯誤があった場合は、その得点の上方修正は認められず、下方修正されることについて承諾いたします。

なお、「減点項目」に該当する場合に、発注者で減点項目欄に減ずる得点を記入し修正することについて承諾いたします。

### 記

#### 1 工 事 名

#### 2 技術評価項目

- (1) 工程管理に係る技術的所見 (様式-1)
- (2) 品質管理に係る技術的所見 (様式-2)
- (3) 施工上の対処すべき技術的所見 (様式-3)
- (4) 企業の施工能力等 (様式-4)
- (5) 配置予定技術者 (様式-5)
- (6) 地域精通度 (施工実績) (コリンズの登録内容確認書の写し)
- (7) 北海道との災害協定 (協定を証する書面の写し)
- (8) 担い手の育成・確保、地域の守り手確保 (様式-6)
- (9) 地域経済活性化評価 (計画) 調書 (様式-7)
- (10) 評価事後審査方式 自己採点申請書 (様式-11)

#### 3 問い合わせ先

担 当 者 :  
部 署 :  
電 話 番 号 :

注 技術評価項目の(1)から(10)については、発注者から求められている事項以外は、適宜、削除すること。  
様式1、様式2、様式3については、会社(企業体)名を記載したものと、記載しないものを提出する。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

### 簡易な施工計画【工程管理に係る技術的所見】

工 事 名： 工程管理に係る技術的所見でNETIS掲載技術がない場合、2 事項× 1 所見＝ 2 枚まで資料を添付できる。  
 会 社（企業体） 名：

事 項	所見の具体的内容	評 価
<p>(記入例)</p> <p>異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のための、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫</p>	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2 事項を選択する                      ア 異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止                      イ 工期等の制約条件下で、主たる工種における作業の効率化                      ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等                      エ その他（個別の工事毎に、具体的に設定）                      ※ア～エは、表D 評価表と連動</p> <p>① . . . . .</p> <p>NETIS掲載技術の場合、NETIS番号○○-○○○○○○-○を記載する。                      ※添付資料は不要</p> <p>○○○文字</p>	<p>○</p>
<p>(記入例)</p> <p>工程等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業をの効率化を図る技術的な工夫</p>	<p>① . . . . .</p> <p>入札参加者が左記の事項について、工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡素に記述する。                      ※1 つの事項につき1 つの所見とし、400字程度（文末に使用文字数を記載）で簡潔に記述すること。</p> <p>○○○文字</p>	<p>○</p>

※ 本表は、落札者決定基準の別表として添付し、入札参加者へ提示する。

※評価  
 ○：加点点評価する  
 ー：加点点評価しない  
 ×：実施不可

注1 A4用紙 1 枚以内にまとめるものとし、1 つの所見につき400字程度（文末に使用文字数を記載）で簡潔に記述すること。

2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイントを基本とする。

3 所見でNETIS掲載の新技術・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。  
 また、NETIS掲載の新技術については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外（掲載終了した旧NETISを含む）の工法等がある場合、技術的内容や効果が把握できる資料を1 所見につき1 枚まで添付すること。  
 なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。

4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。  
 なお、差し替え及び再提出は認めない。

5 「ICT活用モデル工事」対象の工事工種に関する技術的所見については評価しない。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

### 簡易な施工計画【品質管理に係る技術的所見】

工 事 名  
会 社 ( 企 業 体 ) 名

品質管理に係る技術的所見でNETIS掲載技術がない場合、2 事項× 1 所見 = 2 枚まで資料を添付できる。

■評価テーマ	〇〇について 〔 発注者が指定した「品質管理の対象」を記入 〕
--------	------------------------------------

事 項	所見の具体的内容	評 価
<p>(記入例)</p> <p>重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫</p>	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2 事項を選択する</p> <p>ア 品質の確保・向上を図るために行う使用資材や機材等の技術的な工夫</p> <p>イ 品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫</p> <p>ウ 品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫</p> <p>エ その他（個別の工事毎に、具体的に設定）</p> <p>※ア～エは、表D評価表と連動</p> <p>① . . . . .</p> <p>NETIS掲載技術の場合、NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇文字</p>	○
<p>(記入例)</p> <p>重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中に行う品質管理に係る技術的な工夫</p>	<p>① . . . . .</p> <p>入札参加者が左記の事項について、品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的な工夫を具体的、かつ簡素に記述する。 ※1つの事項につき1つの所見とし、400字程度（文末に使用文字数を記載）で簡潔に記述すること。</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇文字</p>	○

※ 本表は、落札者決定基準の別表として添付し、入札参加者へ提示する。

※評価  
○：加点点評価する  
—：加点点評価しない  
×：実施不可

注1 A4用紙 1 枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度（文末に使用文字数を記載）で簡潔に記述すること。

2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイントを基本とする。

3 所見でNETIS掲載の新技術・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。

また、NETIS掲載の新技術については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外（掲載終了した旧NETISを含む）の工法等がある場合、技術的内容や効果が把握できる資料を1所見につき1枚まで添付すること。

なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。

4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。

なお、差し替え及び再提出は認めない。

5 「ICT活用モデル工事」対象の工事工種に関する技術的所見については評価しない。

（用紙寸法 日本工業規格A4）

### 簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】

工 事 名 : 施工上の対処すべき技術的所見でNETIS掲載技術がない場合、2事項×1所見=2  
 会 社 (企業体) 名 : 枚まで資料を添付できる。

事 項	所見の具体的内容	評 価
<p>(記入例)</p> <p>周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫</p>	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～カから2事項を選択する</p> <p>ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項</p> <p>イ 社会環境(周辺施設等)への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項</p> <p>ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>エ 安全・安心な作業現場の確保に加え、一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>オ その他①(発注者が個別の工事毎に、具体的に設定)</p> <p>カ その他②(入札参加者による独自設定)</p> <p>※ア～カは、表D評価表と連動</p> <p>① . . . . .</p> <p>NETIS掲載技術の場合、NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。                  ※添付資料は不要</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇文字</p>	
<p>(記入例)</p> <p>安全・安心な作業現場の確保に加え、一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫</p>	<p>① . . . . .</p> <p>入札参加者が左記の事項について、仕様書等に規定されている対応方法に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡素に記述する。                  ※1つの事項につき、1つの所見とし、400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇文字</p>	-

※ 本表は、落札者決定基準の別表として添付し、入札参加者へ提示する。

※評価  
 ○ : 加点評価する  
 - : 加点評価しない  
 × : 実施不可

注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。

2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイントを基本とする。

3 所見でNETIS掲載の新技術・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。

また、NETIS掲載の新技術については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外(掲載終了した旧NETISを含む)の工法等がある場合、技術的内容や効果が把握できる資料を1所見につき1枚まで添付すること。

なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。

4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。

なお、差し替え及び再提出は認めない。

5 「ICT活用モデル工事」対象の工事工種に関する技術的所見については評価しない。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】 【記載例】

工 事 名：  
会 社（企業体）名：

事 項	所見の具体的内容	評 価
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">                     入札参加者による独自設定の記載方法                 </div>	○
入札参加者による独自設定（記入例） 「・・・に関する技術的な工夫」 ※設定した事項を記載	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px;">                     入札参加者が                      左記の事項について、仕様書等に規定されている対応方法に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡素に記述する。                      ※1 各自「事項」を設定（記載）したうえで、「所見の具体的内容」を記載すること。                      ※2 施工上の対処すべき所見とし、他の所見や提案内容と重複している場合には該当する事項を評価しない。                      ※3 1つの事項につき、1つの所見とし、400字程度（文末に使用文字数を記載）で簡潔に記述すること。                      なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。                 </div>	—

※ 本表は、落札者決定基準の別表として添付し、入札参加者へ提示する。

※評価  
○：加点評価する  
—：加点評価しない  
×：実施不可

注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度（文末に使用文字数を記載）で簡潔に記載すること。

2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイントを基本とする。

3 所見でNETIS掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。

また、NETIS掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外（掲載終了した旧NETISを含む）の工法等がある場合、技術的内容や効果が把握できる資料を1所見につき1枚まで添付すること。

なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。

4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。

なお、差し替え及び再提出は認めない。

5 「ICT活用モデル工事」対象の工事工種に関する技術的所見については評価しない。

（用紙寸法 日本工業規格A4）



### 企業の施工能力等調書

工 事 名：  
会 社（構成員）名：

◎ 工事施行成績の評価対象は、（総合）振興局水産課、林務課又は森林室発注工事で、年1月1日から年12月31日までに完成し、引渡が完了した工事とする。  
（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）  
◎ 工事施行成績は、当該工事と同じ入札参加資格の工種による工事のものを対象とする。

工 事 名	完成年月日	コリンズ番号	請 負 人 名	工事施行成績 評 定 点
合 計 件 数	件	合計点数		
		平均点		

- ※ 平均点は、小数第2位を切り捨て1位止めとする。
- ※ 共同企業体の構成員としての実績の場合、請負人名欄は共同企業体の名称を記入する。

北海道水産林務部工事等優秀業者表彰（知事感謝状）等の有無 （あり ・ なし）

※ 表彰がある場合は、下欄に表彰年月日及び部門等を記入する。（水産林務部工事）

※ 共同企業体の場合は、表彰のある会社名を記入する。

部 門		表 彰 年 月 日	年 月 日
会 社 名			
表 彰 種 類	道新技術・新製品開発賞	表 彰 年 月 日	年 月 日
会 社 名			
表 彰 種 類		表 彰 年 月 日	年 月 日
会 社 名			

ISOマネジメントシステムの取得（登録）の有無 （あり ・ なし）

※ 取得（登録）している場合は、下欄に登録年月日、登録番号及び有効期限を記入し、登録証書の写しを併せて提出する。

登 録 年 月 日	年 月 日	登 録 番 号	
有 効 期 限	年 月 日		

※当該年度内有効期限を迎える場合は留意すること。

- 注 1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。
- 2 乙型共同企業体（分担施工方式）の場合の工事施行成績は、分担する工事と同じ入札参加資格による工事のものを対象とする。
- 3 工事施行成績の記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙余白に「全○葉の内○号」と記入すること。

（用紙寸法 日本工業規格A4）

配置予定技術者調書（総合評価用）

工 事 名：  
 会 社（構成員）名：

氏 名		〇〇 〇〇		
生 年 月 日		年 月 日生		
資 格	種 類	〇級〇〇施工管理技士		
	取得年月日	年 月 日		
	登 録 番 号			
	種 類	技術士（〇〇部門）		
	取得年月日	年 月 日		
	登 録 番 号			
	種 類			
取得年月日		年 月 日		
登 録 番 号				
継続教育の取得単位	団 体 名	（一社）全国土木施工監理技士会連合会	年間ユニット	
		（公社）土木学会	単 位	
		（公社）日本技術士会	年間CPD時間	
		（一社）森林・自然環境技術者教育会	年間CPD時間	
配置経験	工 事 名			
	発注機関名			
	施 工 場 所			
	契 約 金 額			
	契 約 工 期			
	従 事 役 職			
	工 事 内 容			
優秀技術者等表彰	表彰の有無		あ り ・ な し	
	表彰年月日		年 月 日	
	表彰機関名		〇 〇 振興局	
	申請の有無		申請する・申請しない	
	他工事と兼任予定		あり・参加申請中・なし	
	定 兼 工 任 事 予	入 札 日		
		工 事 名		

- 注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。
- 2 配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者の中から、評価の合計が最も低い者を記入すること。  
 （申請した配置予定技術者と実際の配置技術者が異なることは問題ないが、申請した配置予定技術者の評価より実際の配置技術者の評価が下がる場合、減点の対象となるので注意すること。）
- 3 記載内容を証明する資料として、資格を証する書面、CPD受講証明書及び表彰状等の写しを併せて提出すること。
- 4 配置経験の従事役職の欄には、現場代理人、主任技術者、監理技術者の別を記入する。
- 5 現場代理人、主任技術者、監理技術者として配置されたことを証明できる資料を提出すること。
- 6 配置経験欄の工事内容は、当該公告で求めた工事工種とする。ただし、工事規模は問わない。
- 7 優秀技術者等表彰は、当該（総合）振興局水産課・林務課又は森林室発注工事における表彰について評価する。（なお、他工事と兼任する場合において、（総合）振興局発注の兼任する他工事の総合評価で評価された場合、また、当工事の入札時点で他工事で評価され落札予定者となった場合は、当工事では評価しない。）
- 8 優秀技術者等表彰を申請する場合、他工事との兼任、工事名、工期を記入すること。（当（総合）振興局発注の工事を記入。）なお、他工事と兼任予定欄の「あり」は既発注工事、「参加申請中」は本様式提出時点で他に兼任を予定している入札参加申請中の工事がある場合。

（用紙寸法 日本工業規格A4）

担い手の育成・確保 調書 (1)

工 事 名 :

会 社 (企業体) 名 :

技術者の追加配置

氏 名		〇〇 〇〇
生 年 月 日		年 月 日生
資 格	種 類	〇級〇〇施工管理技士
	取得年月日	年 月 日
	登録番号	
	種 類	
	取得年月日	年 月 日
	登録番号	
	種 類	
	取得年月日	年 月 日
登録番号		

- 注 1 共同企業体で申請する場合は、申請する構成員が作成し提出すること。  
 2 追加技術者を特定出来ない場合や複数の場合は、複数の候補者の中から1名を記載すること。  
 3 記載内容を証明する資料として、資格を証する書面の写しを併せて提出すること。  
 4 追加予定技術者を兼任させる(予定を含む)場合は、同一市町村に限って認めていることとしているので、記載に当たっては留意すること。

技術職員の育成・確保

①若年技術職員の育成・確保

- ・技術者の35歳未満の割合が15%以上 ( 該当 ・ 非該当 )
- ・35歳未満の新規技術者の割合が1%以上 ( 該当 ・ 非該当 )

※当該工事公告日時点で、直近の有効な経営規模等評価結果通知書(総合評価値通知書)の写しを提出する。

上記通知書の記載  
 ・若年技術職員の継続的な育成及び確保「該当」=技術者の35歳未満の割合が15%以上  
 ・新規若年技術職員の育成及び確保「該当」=35歳未満の新規技術者の割合が1%以上

②技術職員総数の確保

- ・技術職員の総数の増減状況 ( 同数以上 ・ 1~2人減少 または 減少率4%以下 ・ 3人減少 または 減少率6%以下 ・ 左記非該当 )

※当該工事公告日時点で、直近の前の経営規模等評価結果通知書(総合評価値通知書)の写しを提出する。  
 直近の前の経営規模等評価結果通知書(総合評価値通知書)と、①若年技術職員の育成・確保で提出された直近の経営規模等評価結果通知書(総合評価値通知書)で確認する。

ア 直近の経営規模等評価結果通知書(総合評価値通知書)に記載されている技術職員の総数	人	
イ 直近の前の経営規模等評価結果通知書(総合評価値通知書)に記載されている技術職員の総数	人	
ウ 増減数(増加・同数・減少を丸で囲み、人数を記入)	増加 同数 減少	人 %

↑  
ウで減少の場合には、減少率を記入(ウ/イ)  
(パーセントの小数第1位を切り捨て、整数値を記入)

- 注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。  
 2 経営規模等評価結果通知書(総合評価値通知書)(以下、「通知書」)に記載されている技術職員の総数は、通知書の「技術職員」欄の最下段「合計」欄に記載された「一級、基幹、二級、その他」の人数を集計した総数を記載すること。  
 3 用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

### 担い手の育成・確保 調書（2）

工 事 名：

会 社（企業体）名：

新規の雇用実績の有無		（あり・なし）	
※ 共同企業体の場合は、雇用実績のある会社名を記入する。 ※ 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者の雇用。また、過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者の雇用がある場合は、下欄に雇用者の氏名等を記入するとともに、雇用関係の判断できる資料を併せて提出する。			
会 社 名		企業体名	
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生	採用時の年齢	才
学卒者の雇用の場合	卒業（修了）学校名		
	卒業（修了）年月日	年 月 日卒業（修了）	
	【提出資料】 ①卒業（修了）証書又は卒業（修了）証明書の写し ②雇用契約書の写しなど雇用契約の内容がわかる書面 ③健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し＋健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ④健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し＋源泉徴収簿の写し ⑤3か月を超える継続雇用されていることがわかる書面（賞金台帳の写しなど） <sup>注2</sup>		
離職者の雇用の場合	前 会 社 名		
	【提出資料】 ①解雇通知書又は離職証明書の写し ②雇用契約書の写しなど雇用契約の内容がわかる書面 ③健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し＋健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ④健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し＋源泉徴収簿の写し ⑤3か月を超える継続雇用されていることがわかる書面（賞金台帳の写しなど） <sup>注2</sup>		

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

2 3か月を超える継続雇用とは、基準日（令和7年度は、令和7年4月1日時点）において、3か月を超える雇用があることが必要となるため、令和7年1月～3月の雇用継続ならびに基準日においても雇用を継続していることを証する書類が必要となるので、添付する書類に留意すること。

労働環境改善	
雇用環境への取組	
（あり・なし）	
※ 建設雇用優良事業所表彰がある場合は、下欄に表彰の別及び表彰年月日を記入し、表彰を証明する資料（表彰状等の写し）を併せて提出する。また、令和7・8年度北海道建設工事等競争入札参加資格審査において「通年雇用」で評価された企業を評価。 ※ 若年者雇用の取組として、職員の奨学金返還、又は学生等内定者へ奨学金給付の支援に取り組む企業を評価 ①奨学金返還の支援（代理返還）、又は奨学金支給（給付団体への出資を含む）を行っている、又は行う規定を設けていることが確認できる書類等（企業や奨学金給付団体等のホームページへの掲載、求人票、社内規定等）の写し（会社名の確認できない書類等は不可とする。） ②道内市町村の奨学金返還支援制度の認定（登録）企業となっていることが確認できる書類等（市町村のホームページへの掲載、市町村が発行する証明書（認定書、登録書）の写し ③独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）のホームページの「企業の奨学金返還支援（代理返還）制度」に記載されていることが確認できる書類（HP の当該箇所等）の写し。	
表 彰 年 月 日	年 月 日
表 彰 種 別	
仕事と家庭の両立支援の取組	
・「北海道働き方改革推進企業認定」の「仕事と子育て・介護等の両立」の取組 （あり・なし） ・「北海道あったかファミリー応援企業」の認定 （あり・なし） ・次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定 （あり・なし）	

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

2 「北海道働き方改革推進企業認定」、「北海道あったかファミリー応援企業」による評価の場合は、認定証の写しを提出すること。

3 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」による評価の場合は、策定届（変更届）の写しを提出すること。

その他 ※（総合）振興局が独自に設定できる。
---------------------------

注1 発注者から求められている事項以外は、適宜、削除すること。

2 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。

（用紙寸法 日本工業規格A4）

担い手の育成・確保 調書 (3)

工 事 名 :  
会 社 (企業体) 名 :

高年齢者継続雇用の取組

※高年齢者については、令和6年4月1日時点で満65歳上の者（昭和34年4月1日以前に生まれた者）で令和6年4月1日以前に雇用し、令和7年4月1日時点で、継続して雇用している者とする。

次のいずれかによる。

- ・令和7・8年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「高年齢者継続雇用対策」の評価 (あり・なし)
- ・高年齢者を継続雇用している実績 (あり・なし)

雇用年月日	年 月 日
被雇用者氏名	
被雇用者年齢	満 歳 (令和6年4月1日時点)
被雇用者生年月日	年 月 日
勤務先名称	
勤務先の所在地 (都道府県・市町村名のみ)	

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。  
2 入札参加者は、下記のいずれかの書類を提出すること。  
・健康保険被保険者証の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し。  
・雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び出勤簿や賃金台帳等の雇用していることを証明する書類の写し。  
・雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し。  
3 複数人該当する場合は、いずれか1名の記入及び添付資料を提出すること。

女性の活躍支援の取組

次のいずれかによる。

- ・令和7・8年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「女性活躍支援」の評価 (あり・なし)
- ・「北海道働き方改革推進企業認定」の「女性」の取組 (あり・なし)
- ・「なでしこ応援企業認定企業」の認定 (あり・なし)
- ・女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定 (あり・なし)

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。  
2 「北海道働き方改革推進企業認定」、「北海道あったかファミリー応援企業」による評価の場合は、認定証の写しを提出すること。  
3 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」による評価の場合は、策定届(変更届)の写しを提出すること。

その他  
※ (総合) 振興局が独自に設定できる。

注1 発注者から求められている事項以外は、適宜、削除すること。  
2 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全○葉の内○号」と記入すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

地域の守り手確保 調書 (1)

工 事 名 :

会 社 (企業体) 名 :

主たる営業所の所在地	営業所名	
	住 所	

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

注2 乙型共同企業体(分担施工方式)の場合の工事施行成績は、分担する工事と同じ入札参加資格による工事のものを対象とする。

森林と水産業・漁村の有する多面的機能の維持増進活動の実績		( あり ・ なし )	
申 告 書		確 認 書	
実 施 時 期	活動内容の概要	公 布 日	文 書 番 号
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	

注 確認書の交付を受けている場合は、申告書に記載した実施時期及び活動内容の概要を記入し、併せて確認書の公布日及び文書番号を記入する。

緊急時の応急措置の実績の有無		( あり ・ なし )	
※ 活動実績がある場合は、下欄にその内容の概略を記入すると共に、活動内容及び活動時期が客観的に判断できる資料を併せて提出する。 ※ 申請者は評価が最も高くなると予想される実績を1つ選択し記載すること。			
緊急時の応急措置場所		応急措置実施日	年 月 日
緊急時の応急措置内容	( 応急措置の概略を記入 )		

多様な雇用への貢献		( あり ・ なし )	
① 「障がい者の就労支援」は、令和7・8年度北海道建設工事等競争入札参加資格審査において評価された、又は北海道働き方改革推進認定制度の「障がい者」の取組分野に該当があり、写しの提出があった企業を評価。 ② 「協力雇用主」は、保護観察所に協力雇用主として登録している企業を評価 ・登録先の保護観察所が発行する証明書(当該年度の日付であることが分かること)の写しを提出する。 ③ 「障がい者の就労支援」において、令和7・8年度北海道建設工事等競争入札参加資格審査において評価されず、その後北海道働き方改革推進企業認定制度の認定を受け、「障がい者」の取組分野に該当する場合は、認定証の写しを提出する。			
登 録 年 月 日	年 月 日	北海道働き方改革推進企業認定制度の認定証の有効期限	年 月 日

※ 北海道働き方改革推進企業認定制度の場合は、有効期限を記載し提出すること。

環境対策の認定制度等の有無		( あり ・ なし )	
※ 認定(登録)を受けている場合は、下欄に種類、認定(登録)年月日及び認定(登録)期間の終了日を記入すると共に、認定(登録)を証明する資料(認定証書等の写し)を併せて提出する。(4種類のうちいずれかで可)			
種 類	ISO14001・「北海道グリーン・ Biz認定制度「優良な取組」部門」・HES・EA2 1		
認定(登録)年月日	年 月 日	期間の終了日	年 月 日

注1 発注者から求められている事項以外は、適宜、削除すること。

注2 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

### 地域の守り手確保 調書（2）

工 事 名：

会 社（企業体）名：

労働安全衛生活動の有無 <span style="float:right;">（あり・なし）</span> ※ 認定（登録）を受けている場合は、下欄に種類、認定（登録）年月日及び認定（登録）期間の終了日を記入すると共に、認定（登録）を証明する資料（認定証書等の写し）を併せて提出する。（3種類のうちいずれかで可） ※ 労働安全コンサルタント等を活用した場合は、下欄に学習の開始日及び終了日を記入すると共に、学習内容が客観的判断できる資料を併せて提出する。			
種 類	建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）・労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）・労働安全コンサルタントの活用		
認定（登録）年月日	年 月 日	期間の終了日	年 月 日
開 始 日	年 月 日	終 了 日	年 月 日

その他 ※ （総合）振興局が独自に設定できる。
----------------------------

地域企業の活用 <適用1> 地域内企業の活用比率 <span style="float:right;">（あり・なし）</span> ※地域企業活用予定比率について、該当する項目に「レ」を記入する。  地域内企業活用比率 <input type="checkbox"/> 20%以上 <input type="checkbox"/> 10%以上20%未満 <input type="checkbox"/> 10%未満
---

地域企業の活用 <適用2> 地域内企業の活用計画の有無 <span style="float:right;">（あり・なし）</span> ※ 地域内企業の元請施工または地域内企業を一次下請で1社以上活用（5百万円以上）する計画の有無を記入する。 ※ 下請契約を締結した時に施工体制台帳等の写しを工事監督員に提出する。		
元請会社（地域内企業）	所在地	
一次下請会社（地域内企業）	所在地	
注1 一次下請会社が複数ある場合は、主たる会社の所在地を記入すること。 注2 共同企業体で申請する場合は、代表の構成員が作成し提出すること。		

注1 発注者から求められている事項以外は、適宜、削除すること。

2 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全○葉の内○号」と記入すること。

（用紙寸法 日本工業規格A4）

### 地域経済活性化評価（計画）調書

工 事 名：  
会 社（企業体）名：

資材等調達の有無	（ あり ・ な し ）	
調達先市町村名		
地域資材活用率	（ % ）	

地域経済活性化率は、次式により算出する。

$$\text{地域経済活性化率} = \frac{\text{調達予定金額（円）}}{\text{工事予定入札額（円）}} \times 100 \quad (\%)$$

※ 契約相手方は、施工計画書の提出時に、資材調達予定内訳（品目、規格・寸法、数量、金額）を書面（様式任意）提出すること。

（用紙寸法 日本工業規格A4）





重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）及び総合評価落札方式技術評価項目不履行報告書

ア 重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求

振興局名	工事番号	工 事 名	工 期	請 負 金 額（円）	請負業者名	修補（損害賠償）請求日	請 求 内 容

イ 総合評価方式において技術評価項目の不履行

振興局名	工事番号	工 事 名	工 期	請 負 金 額（円）	請負業者名	工事検査日	不履行内容

### 地域企業の活用（実績）調書

工 事 名：

会 社（企業体）名：

地域企業の活用実績（地域内企業の活用比率）				
①	元請負人名		主たる営業所所在地	
	最終元請金額	(円)	工事の内容	(工事内容の概略を記入)
②	元請負人名		主たる営業所所在地	
	最終元請金額	(円)	工事の内容	(工事内容の概略を記入)
③	元請負人名		主たる営業所所在地	
	最終元請金額	(円)	工事の内容	(工事内容の概略を記入)
<b>最終元請金額合計</b>		(円)		
①	下請負人名		主たる営業所所在地	
	最終下請金額	(円)	下請工事の内容	(工事内容の概略を記入)
②	下請負人名		主たる営業所所在地	
	最終下請金額	(円)	下請工事の内容	(工事内容の概略を記入)
③	下請負人名		主たる営業所所在地	
	最終下請金額	(円)	下請工事の内容	(工事内容の概略を記入)
④	下請負人名		主たる営業所所在地	
	最終下請金額	(円)	下請工事の内容	(工事内容の概略を記入)
<b>最終下請金額合計</b>		(円)		
<b>地域内企業金額合計</b>		(円)	<b>最終請負金額</b>	(円)
			<b>活用比率 (%)</b>	

注1 工事完成通知書と併せて提出する。

2 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

## 地域企業の活用（実績）調書

工 事 名：

会 社（企業体）名：

地域企業の活用実績（地域内企業の活用計画）				
①	下請負人名		主たる営業所所在地	
	最終下請金額	(円)	下請工事の内容	(工事内容の概略を記入)
②	下請負人名		主たる営業所所在地	
	最終下請金額	(円)	下請工事の内容	(工事内容の概略を記入)
③	下請負人名		主たる営業所所在地	
	最終下請金額	(円)	下請工事の内容	(工事内容の概略を記入)
④	下請負人名		主たる営業所所在地	
	最終下請金額	(円)	下請工事の内容	(工事内容の概略を記入)
最終下請金額合計		(円)		

- 注1 工事完成通知書と併せて提出する。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。

（用紙寸法 日本工業規格A4）



(別紙)

地域精通度に関する調書

申請者名 \_\_\_\_\_

受注者名		
工事名等	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	(市町村名)
	契約金額	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	単体 / 共同企業体 (出資比率%)
工事概要		

- 注 1 過去15年間の工事箇所と同じ地域((総合)振興局管内)での施工実績を記入すること。
- 2 「受注者名」欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。
- 3 工事施工実績を証明するものとして、コリンズ(工事実績情報サービス)の登録内容確認書(工事実績)の写しを添付すること。
- 4 共同企業体としての実績の場合は、当該共同企業体の協定書及び経常建設共同企業体附属協定書のそれぞれの写しを添付すること。(対象は、出資比率20%以上の場合のものに限る)
- 5 工事実績は、(総合)振興局水産課、林務課又は森林室発注の最終請負金額5百万円以上の工事で、評価が最も高くなると予想される工事を1つ選択し記載すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

# 総合評価落札方式のQ & A

1. 適用範囲	・ ・ ・	1
2. 評価値算出方法	・ ・ ・	1
3. 低価格入札への対応	・ ・ ・	1
4. 企業の施工能力等		
(1) 工事施行成績	・ ・ ・	2
(2) 工事等優秀業者表彰	・ ・ ・	2
5. 配置予定技術者	・ ・ ・	3
6. 担い手育成・確保、地域の守り手確保	・ ・ ・	5
7. 地域経済活性化	・ ・ ・	7
8. その他	・ ・ ・	10

令和7年度(2025年度)版

北海道水産林務部

## 1. 適用範囲

Q 1-1 : 原則、A等級工事は全て総合評価方式のところを、水産林務部は予定価格2,500万円以上の工事としたのは？

A 1-1 : 水産林務部のA等級工事は件数が少なく、かつ、部局間によってバラツキが多いため、全道で総合評価方式を均等に実施して検証を行う必要があるため。

Q 1-2 : 施工計画審査タイプと施工実績審査タイプを区分する場合、「難易度」によらず工事施行成績評定基準の「工事特性」のうち、「構造物の特殊性への対応」に該当する工事としている理由は？

A 1-2 : 難易度については、国で活用している「工事技術的難易度評価」を参考に他部では判定しているが、水産林務部が所管する一般的な工事では技術的に大きな差異が見られないことから、A等級以上特定企業体運用基準対象額未満のうち、工事施行成績評定で「工事特性」の「構造物の特殊性への対応」に該当する工事について、施工計画審査タイプを適用することとします。

## 2. 評価値算出方法

Q 2-1 : 簡易型について「加算方式」に一元化した理由はなにか。

A 2-1 : 除算方式は価格が低いほど評価値が高く、結果的に価格による競争となる傾向が高くなり、加算方式は、価格評価点と技術評価点をそれぞれ独立して算出するため、技術力の評価が明確となります。より一層の工事の品質確保に向け、技術力の評価を高めるために加算方式へ一元化します。

Q 2-2 : ガイドラインP5「価格評価点の算出」において、「総合評価競争入札結果一覧表」における価格評価点の桁数は小数第2位まで記載すると書いてありますが、小数第3位以下は切り捨てて計算されるのか。

A 2-2 : 「総合評価競争入札結果一覧表」の価格評価点の欄の都合上、記載するのは小数第2位まで記載することとしていますが、小数第3位以下で切り捨てはしません。評価値算出時の小数以下の桁数は順位が確定できるまでの桁数で計算を行います。

Q 2-3 : ガイドラインP5、「価格評価点の算出」はどのように行うのか。

A 2-3 : 予定価格の範囲内であれば積算能力評価点として20点を付与し、さらに、予定価格と入札価格の比率により比例配分した点数を加えたものが評価点となります。

低入札価格調査基準価格以上予定価格以下で応札した者の価格評価点の最高点は、地域の裁量で変更可能となります。

## 3. 低価格入札への対応

Q 3-1 : 低入札価格調査基準価格を上回っていても、各経費のどれかが失格判断基準を下回った場合は？

A 3-1 : あくまでも低入札価格調査基準価格を下回った場合に調査を行うものであり、低入札価格調査基準価格を上回った場合は調査の対象ではなく、失格判断基準は適用されません。

Q 3-2 : 値引きを行った場合はどのような扱いになるのか。

A 3-2 : 低入札価格調査では、値引きを含まない入札積算内訳書を提出いただき、その内容により判断します。（提出する入札積算内訳書には値引き欄の設定は認めてないことから、入札額に一致するよう値引き相当分は各経費に織り込んだ入札積算内訳書を提出して下さい）



## 4. 企業の施工能力等

### (1) 工事施行成績

Q 4-1 : これまでのように工事施行成績の区分は毎年変わるのか。

A 4-1 : ガイドラインにおいて施行成績の評価基準を設定しているため、ガイドラインの改正時に区分の検討をすることとなります。

Q 4-2 : 過去2年間に工事を行っていない業者の成績の評価は、どのようになるのか。

A 4-2 : 過去2年間に工事实績が無い場合は、当面の措置として過去4年間の平均点で評価します。これによっても工事实績がない場合は、工事施行成績を65点とします。

Q 4-3 : 評価対象工事の「当該工事と同じ入札参加資格による工事」とは、水産土木、森林土木、舗装などの参加資格区分による工事成績と考えて良いか。

森林土木と舗装の乙型企业体を活用した場合は、どのように区分されるのか。

A 4-3 : 水産土木、森林土木、舗装などの参加資格区分による工事成績です。

森林土木と舗装の乙型企业体を活用した場合の施行成績は、森林土木の担当企業は森林土木の成績に、舗装の担当企業は舗装の成績になります。

Q 4-4 : ガイドラインP 2 4. 評価対象期間の「前年度の12月31日までに完成し、その後引渡が完了した工事」とは、完成通知を受領した工事のことか。

A 4-4 : 完成し、その後引渡が完了した工事とは、完成通知書の完成日が12月31日付けの工事で、工事完成検査に合格した工事です。

例えば、

- ① 12月31日に完成し、1月4日に完成通知を受領、1月5日に工事完成検査で合格した場合は、評価対象となります。
- ② 12月31日に完成し、1月4日に完成通知を受領、1月5日に工事完成検査で不合格となった場合は、評価対象となりません。

Q 4-5 : ガイドラインP 2 5. 減点項目の法令遵守（指名停止2ヶ月未満）により工事施行成績が減点されている工事は、1年経過したのち、次年度以降は減点しない点数として扱うこととしているが、水産林務部はどうか。

A 4-5 : ガイドラインの運用P 5のとおり、水産林務部にあつては、工事施行成績が減点されている工事の取り扱いは、適用しません。

### (2) 工事等優秀業者表彰

Q 4-6 : ガイドラインP 2 6. 入札参加者の申請に基づき年1回に限り、付加申請できることになっているが、水産林務部はどうか。

A 4-6 : ガイドラインの運用P 5のとおり、水産林務部にあつては、過去5年間に受賞した場合に配点し、付加申請は適用しません。

## 5. 配置予定技術者

Q 5-1 : 優秀技術者等表彰をしていない事業所は配点 (0. 5 点) を削除することとなるのか。

A 5-1 : 必要に応じて、企業の施工能力、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び満点 (30 点) の配点を増減することができますので、(総合) 振興局で判断して下さい。

Q 5-2 : (総合) 振興局の判断として、優秀技術者等表彰を評価項目に加えなくても良いか。(表彰については初年度目であり、評価対象者が限定されているため。)

A 5-2 : 評価項目の設定については、(総合) 振興局で判断して下さい。

Q 5-3 : 技術者表彰を受けた技術者が、JVの代表者でない構成員で、専任を要しない金額であった場合は、評価の対象となるのか。

A 5-3 : 申請者が技術者表彰を受けた主任技術者又は監理技術者を配置予定する場合、評価します。

Q 5-4 : (総合) 振興局の優秀技術者等表彰を受けた者がその時在籍していた会社から別の会社へ変わった場合は、どのような扱いとなるか。

A 5-4 : 配置予定する主任技術者又は監理技術者の表彰の実績を評価しますので、会社が変わった場合でも (3ヶ月を超える雇用関係にある者) 評価します。

Q 5-5 : 技術評価項目申請書で求める配置予定技術者について、一人の主任 (監理) 技術者を複数の工事に申請することは可能か。

A 5-5 : 一人の主任 (監理) 技術者で複数の工事に申請する事は可能です。ただし、実際に配置された技術者の資格等の評価が下がった場合は、施行成績で最大5点のペナルティとなり、更に技術評価項目の不履行に該当し、技術評価項目において1点の減点 (6ヶ月間) となります。また、技術者の配置が出来なくなった場合は、指名停止等の処分となります。

Q 5-6 : (総合) 振興局の優秀技術者等表彰を受けた技術者を現場代理人として配置した場合、評価対象となるか。

A 5-6 : 配置予定する主任技術者又は監理技術者について評価しますので、現場代理人は評価対象としません。

Q 5-7 : 過去10年間の主任 (監理) 技術者等の配置経験の「等」とは何を指しているのか。

A 5-7 : 主任 (監理) 技術者等の等とは、現場代理人、現場技術員 (コリンズに登録されている者に限る) のことです。

Q 5-8 : 配置予定技術者の申請に必要な書類はどのようなものか。

A 5-8 : 技術評価項目申請書の様式-5 配置予定技術者調書 (総合評価用)、資格を証する書面の写し、CPD受講証明書の写し、表彰状の写し、主任 (監理) 技術者等として配置されたことを証明できる資料です。

Q 5-9 : 配置予定技術者の配置経験は、当該工事で求めた工事工種としているが、工種が書面で確認できる場合に評価するという事か。

A 5-9 : 当該工事で求めた工事工種の配置経験があるかを書面で確認し評価します。

Q 5-10 : 配置予定技術者の配置経験の同種工事は、どこの発注機関の工事でも対象となるのか。

A 5-10 : 配置予定技術者の配置経験は、当該公告で求めた工事工種としておりますので、特定の発注機関の工事を求めているなければ、どこの発注機関の工事でも対象です。

Q 5-11 : ガイドラインの運用P10. 評価対象期間の「前年度の3月31日までの期間に引き渡し完了した工事」とは、完成通知日で判断して良いか。

A 5-11 : 引き渡し完了した工事とは、3月31日までに工事完成検査に合格した工事です。

Q 5-12：経常建設共同企業体の場合の配置予定技術者の評価は、どのように行うのか。

A 5-12：配置予定技術者の資格、継続教育、技術者等表彰、配置経験の各項目の最も高い評価値を合計したもので評価します。なお、構成員の配置予定技術者が特定できない場合は、各構成員の配置予定技術者の資格、継続教育、技術者等表彰、配置経験の各評価値の合計が最も低い者のうちの中で、合計が1番高い者を評価します。

Q 5-13：配置技術者が交代した場合は、どのような扱いとなるのか。

A 5-13：交代した配置技術者の評価の合計が、入札時の評価の合計より下がった場合にペナルティの対象となります。

なお、共同企業体の場合は、各構成員の資格、継続教育、技術者等表彰、配置経験の最も高い評価の合計でペナルティとなるか判断します。

Q 5-14：ガイドラインの運用P 8. 優秀技術者等表彰は、当該(総合)振興局のものだけを対象とするのか。

A 5-14：当該(総合)振興局優秀技術者等表彰を評価対象とします。

Q 5-15：配置予定技術者は、専任か。

A 5-15：配置予定技術者の専任配置及び兼任配置が認められる場合の評価の扱いについては、建設業法上専任を必要とする場合及び兼任配置が認められる場合の扱いと同様となります。

建設業法上専任配置が必要な工事の場合は、申請のあった配置予定技術者は、専任配置されるものとして評価し、兼任配置が認められると認定できる場合は、他の工事と兼任する技術者の配置についても評価いたします。

なお、主任技術者は4千万円以上の工事において専任配置が、建設業法で規定されています。

Q 5-16：優秀技術者等表彰の受賞歴を持つ者が、刑事事件に関与し処分されても評価するのか。

A 5-16：次に該当する者は、評価の対象としません。

- ①刑事事件に関与して、現に起訴されている者
- ②禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
- ③罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
- ④執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者

## 6. 担い手育成・確保、地域の守り手確保

Q 6-1 : ガイドラインの運用P 10～21に示されている「担い手の育成・確保及び地域の守り手確保」における地域での選択項目は地域の実情等に応じて、（総合）振興局が2項目以上の指定項目及び配点を設定し、評価するとあるが、北海道のガイドラインのように合計点の範囲内で各項目の配点を決定することができるのか。

A 6-1 : ガイドラインの運用で示す評価点は参考値ですので、（総合）振興局において決定して下さい。また、各項目を適宜選択することも、必要な項目を設定することもできます。また、必要に応じて増減することもできます。

Q 6-2 : 技術者の追加配置は、専任か。

A 6-2 : 配置予定技術者の専任配置及び兼任配置が認められる場合の評価の扱いについては、建設業法上専任を必要とする場合及び兼任配置が認められる場合の扱いと同様となります。

Q 6-3 : 地域での選択項目において、発注者が設定した項目数以上申請者が提案してきた場合は、どのように評価するのか。

A 6-3 : 申請者が設定した項目数以上提案した場合は、評価値の高い項目から選択し評価します。  
ただし、最後の評価値において「地域企業の活用」と「他の項目」が同じ評価値であった場合は、「地域企業の活用」を優先し採用します。

Q 6-4 : 地域での選択項目において、申請する場合、実績内容が分かる資料を添付しなければいけないか。

A 6-4 : 令和7・8年度の北海道建設工事等競争入札参加審査時において、申請の有無にかかわらず、添付する必要があります。

Q 6-5 : 総合評価審査委員会及び総合評価検討会で、担い手の育成確保等の評価基準が過去5年間実績を、よりきめ細やかに評価するため、過去5年間に数回の実績を追加する提案を受けたので、総合振興局独自に評価基準の区分を設定して良いか。

A 6-5 : （総合）振興局独自に評価基準を設定する事は構いません。

Q 6-6 : 災害時の協力等の協定への参加状況とは、例えば防災訓練等の参加などをいうのか、他の（総合）振興局との協定も対象とする場合は何か証明書が必要か。

A 6-6 : （総合）振興局との災害時の協力等の協定へ参加していることが確認できれば評価します。  
防災訓練等の参加は問いません。

協定書(写)及び災害時の当該企業の役割分担を実施体制編成表等で確認します。

Q 6-7 : 「森林と水産業・漁村の多面的機能を維持増進する活動」の評価対象とする活動に「協定に基づく森林パトロール」とあるが、協定に基づかない自発的な森林パトロールは評価対象とならないのか。

A 6-7 : 協定に基づく森林パトロールは、有事の際の組織的な実施体制に裏打ちされた、平時のパトロール活動であることから、森林パトロールは協定に基づく活動のみを評価の対象とします。

Q 6-8 : 「災害時の協力等」において各支庁と協定締結で評価され、「森林と水産業・漁村の多面的機能を維持増進する活動」において、協定に基づく森林パトロールが評価となるが、1社で両方評価されることとなるのか。

A 6-8 : お見込みのとおり。

Q 6-9 : 「森林と水産業・漁村の多面的機能を維持増進する活動」の評価対象とする活動に、森林土木工事の入札であっても「海難救助・捜索活動」「海岸漂着木の除去作業」も評価の対象とするのか。

A 6-9 : 各振興局の判断に委ねますが、水産土木・森林土木に関連の深い活動をより高く評価するとの趣旨です。

森と海は密接に関連しているとも言われていることから、水産・森林土木の分野を問わず、水産林務部が所管する事業に貢献して頂いた企業を高く評価する方法も可能と考えます。

Q 6-10 : 環境対策の認定制度等において、北海道グリーン・ビズ認定制度のレベル1でも評価されるのですか。

A 6-10 : 認定を受けていれば全て評価します。

Q 6-11 : 労働安全衛生活動の、労働安全コンサルタント等を活用して認定・認証取得に向けた継続的な活動とは、どのような活動をいうのか。

A 6-11 : 建設業労働安全衛生マネジメントシステム・労働安全衛生マネジメントシステムの取得に向けて、労働安全コンサルタント等を活用し、規格要求事項の理解、労働安全衛生目標及び実施計画、危険源の特定、内部監査員研修などマネジメントシステム構築の教育訓練などの継続した学習会や講習会をいいます。

Q 6-12 : 労働安全衛生活動の、労働安全コンサルタント等を活用して認定・認証取得に向けた継続的な活動は1回でも活動していれば評価されるか。

A 6-12 : 建設業労働安全衛生マネジメントシステム・労働安全衛生マネジメントシステムの取得に向けた活動を対象としていますので活動回数の規定は特にありませんが、マネジメントシステムを取得することが目的の活動ですので、取得スケジュールなどが明確となっている活動の一部であれば、評価対象となります。

Q 6-13 : 自社の労働安全コンサルタント試験の有資格者の社員による、認定・認証取得に向けた継続的な活動は、評価されるか。

A 6-13 : 労働安全コンサルタント試験を有する者を利用して構いませんが、取得のスケジュールなどが明確で労働安全コンサルタントの場合と同程度のカリキュラムや活動内容でなければなりません。

Q 6-14 : 地域企業の活用（適用2）では、一次下請5百万円以上を評価することとなっているが、1社で5百万円以上か、複数社の累計で5百万円以上か。また、履行が確認できない場合のペナルティは施行成績の5点減点で良いでしょうか。

A 6-14 : 1次下請5百万円以上を評価することとしているので、複数社で5百万円以上の場合も該当します。

また、履行が確認出来ない場合は施行成績で5点減点となり、更に技術評価項目の不履行に該当し、技術提案において1点の減点（6ヶ月間）です。

Q 6-15 : 設計変更で減額となり、当初計画していた地域内企業に係る一次下請金額が5百万円に至らなかった場合は、ペナルティの対象となるのか。

A 6-15 : 当初計画していた地域内企業に係る一次下請内容が減額となっている場合は、ペナルティとしません。

Q 6-16：地域の下請活用計画で、工事場所と同じ市町村での計画が3百万円、工事箇所隣接する市町村での計画が1百万円、それ以外の総合振興局管内での計画が2百万円であった場合は、どのように評価するのか。

A 6-16：設定した地域内に主たる営業所がある企業を一次下請5百万円以上活用する場合評価しますので、この場合、工事場所と同じ市町村と隣接市町村の合計額が5百万円に満たないので、(総合)振興局管内の区分で評価します。

Q 6-17：「円滑な事業執行への貢献度の評価」において、各(総合)振興局で獲得したポイントは、全道の(総合)振興局で適用されるか。

A 6-17：地域独自設定項目である「円滑な事業執行への貢献度の評価」において、評価の対象となるポイントは該当(総合)振興局で獲得したポイントのみで、他の(総合)振興局で獲得したポイントは評価の対象となりません。また、水産土木と森林土木は別評価とします。

Q 6-18：共同企業体で、「円滑な事業執行への貢献度の評価」の重点工事を受注し完成させた場合、すべての構成員が指定したポイントを獲得できるか。

A 6-18：「円滑な事業執行への貢献度の評価」における各(総合)振興局重点工事を共同企業体で受注し完成させた場合、すべての構成員が指定したポイントを獲得できます。

## 7. 地域経済活性化

Q 7-1：地域経済活性化評価は、当該工事で調達する計画を評価するということか。

A 7-1：当該工事で、工事箇所と同じ市町村管内から調達する計画の度合いを評価することです。

Q 7-2：地域経済活性化評価で履行されなかった場合はペナルティに該当するのか。

また、工事完成後履行確認する旨を特記仕様書などで明示しなくて良いか。

A 7-2：履行が確認出来ない場合は施行成績で5点減点となり、更に技術提案の不履行に該当し、技術提案において1点の減点(6ヶ月間)です。

また、特記仕様書に工事完成後支出証拠書類により履行確認する事を明示して下さい。

Q 7-3：地域経済活性化率を8%で申請したが最終実績が6%と率が下がった場合でもペナルティとなるのか。

A 7-3：地域経済活性化率の評価が下がらない範囲内の変動であるので、ペナルティに該当しません。

Q 7-4：ガイドラインの運用P 18の別表2にある地域経済活性化率算出式は工事予定入札額となっており、地域経済活性化評価(実績)調書の算出式では最終請負金額と違っているが、どのような意味なのか。

A 7-4：工事予定入札額とは、申請者が技術評価項目申請書提出時点で積算した価格で、地域経済活性化評価(実績)調書は履行確認のため最終請負金額としています。

Q 7-5：建設機械のリースや工事資材を手配する会社は、工事箇所の市町村にある主たる営業所又は本店でなければならないのか。

A 7-5：手配先の会社が工事箇所の市町村に店舗を構え、代金の受け渡しが出来て領収書の発行できるところであれば、主たる営業所等でなくても構いません。

Q 7-6：設計変更で当初計画していた地域経済活性化評価が達成出来ない場合、ペナルティが科せられるのか。

A 7-6：資材の調達予定内訳などにより達成度合いを確認し、評価が下がった場合ペナルティに該当します。なお、受注者の責によらない場合はペナルティに該当しません。

【増額の設計変更の場合】

増額の設計変更の場合は、当初想定した金額以上が調達されていれば履行されたと判断します。

計画時の地域経済活性化率×当初請負金額＝当初調達予定金額≤最終支払金額

【例】

当初請負金額	108,000,000 円
最終請負金額	117,000,000 円
計画時の地域経済活性化率	10%
最終支払金額	11,000,000 円 (10,000,000 + 1,000,000)
当初調達予定金額	108,000,000 × 10% = 10,800,000 円
履行の確認	10,800,000 円 < 11,000,000 円 . . . . OK

最終支払金額

②工事資材費

品目	規格・寸法	数量	単位	金額
合成樹脂管	φ60～φ120	30,000	m	9,000,000
木材チップ		270	m <sup>3</sup>	1,000,000
計(円)				10,000,000

③現場労務者及び現場従業員に係る費用

品目	金額
飲料水代	330,000
食事代	670,000
計(円)	1,000,000

【減額の設計変更の場合】

計画時に資材調達を予定した品目が減額設計変更された場合は、その資材は全て調達されたものと見なし、最終支払金額と最終請負金額に減額された資材費相当分の設計金額を加え、地域経済活性化率が計画時の地域資材活用率を上回っていれば履行されたと判断します。

【例】

当初請負金額	108,000,000 円
最終請負金額	90,000,000 円
計画時の地域経済活性化率	10%
減額対象金額	3,800,000 円 (900,000+1,100,000+1,800,000)
最終支払金額	8,000,000 円
履行の確認	$(8,000,000+3,800,000) \div (90,000,000 + 3,800,000) = 12.6\%$ 10% < 12.6% . . . . OK

当初設計額 (工事発注時)					設計変更後設計額			設計額
品目	規格 寸法	数量	単位	金額	数量	単位	金額	増減額
合成樹脂管	φ60	30,000	m	5,100,000	25,000	m	4,200,000	△ 900,000
合成樹脂管	φ150	10,000	m	2,200,000	5,000	m	1,100,000	△1,100,000
木材チップ		2,000	m <sup>3</sup>	7,400,000	1,500	m <sup>3</sup>	5,600,000	△1,800,000
Vトラフ	300	3,000	本	7,500,000	2,000	本	5,000,000	△2,500,000
コンクリート管	φ450	300	本	1,200,000	200	本	800,000	△ 400,000
計 (円)				23,400,000			16,700,000	△6,700,000

計画時の資材調達 (施工計画書提出時)					最終支払い額			支払額
品目	規格 寸法	数量	単位	金額	数量	単位	金額	増減額
合成樹脂管	φ60	30,000	m	5,100,000	25,000	m	3,700,000	△1,400,000
合成樹脂管	φ150	10,000	m	2,200,000	5,000	m	900,000	△1,300,000
木材チップ		950	m <sup>3</sup>	3,500,000	1,500	m <sup>3</sup>	2,600,000	△ 900,000
コンクリート管	φ450				200	本	800,000	800,000
計 (円)				10,800,000			8,000,000	△2,800,000



## 8. その他

Q 8-1 : ガイドラインの運用の表 E (標準評価項目) の中で、配点しない項目分の点数を、他の項目に加算出来るか。(例: 配置予定技術者のうち現場技術者表彰を設定せず、この分を過去 15 年間の配置経験に加算する。)

A 8-1 : 加算できます。(総合) 振興局は必要に応じて、企業の施工能力、配置予定技術者、担い手育成・確保、地域の守り手確保の配点を増減することができます。

Q 8-2 : 契約不適合による減点について、全道の実績を水産林務部総務課で取りまとめて頂きたい。

A 8-2 : 各(総合) 振興局から報告を受けた重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)及び総合評価落札方式技術提案不履行報告書(様式-9)を総務課管理係で取りまとめ、各(総合) 振興局へ通知します。

Q 8-3 : 契約不適合に伴う修補とは、契約不適合請求による修補か、自発的な修補も含むのか。

A 8-3 : 契約不適合に伴う修補は、本体に重要な影響を与える修補請求又は修補及び損害賠償請求を行った場合で、自発的な修補は含みません。

Q 8-4 : 技術評価項目申請の不履行とは、どのようなものか。

A 8-4 : 簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保、地域選択項目(履行確認が必要となる場合)において、評価が下がり施行成績が減点となった場合、不履行となります。

Q 8-5 : 公告では技術評価項目申請書の再提出は認めない(入札書と同格の取扱い?) こととされているが、提出された技術評価項目申請書に書類の添付漏れ、誤記載等の不備が発見された場合、どこまで確認する必要があるか、あるいは機械的に不採用とするのか、客観的評価のため何らかの取扱い(全道基準)を定めるべきではないか?

A 8-5 : 技術評価項目申請書は入札書と同格の取扱いですので再提出は認められません。ただし、評価点に影響がなく客観的に判断しても明らかな誤記載については、入札執行者とも協議して判断して下さい。

Q 8-6 : 技術評価項目(計画)不履行の場合の工事施行成績減点は、どのようにするのか。

A 8-6 : 技術評価項目 1 項目当たり一律 5 点です。

Q 8-7 : ガイドラインの運用の様式-9 (契約不適合及び技術提案不履行報告書)は提出するのか。

A 8-7 : 全道(総合) 振興局において減点対象となりますので、水産林務部総務課管理係へ報告書を提出してください。

## 通常時

### ア 評価対象の種類

評価対象とする継続教育の種類は、次表のとおりとする。

団体名	推奨単位				
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
(一社)全国土木施工管理技士会 連合会	20 ユニット 以上	40 ユニット 以上	60 ユニット 以上	80 ユニット 以上	100 ユニット 以上
(公社)土木学会	50 単位 以上	—	—	—	—
(公社)日本技術士会	50 CPD時間 以上	—	150 CPD時間 以上	—	—
(一社)森林・自然環境技術者教育 会	20 CPD時間 以上	—	—	—	100 CPD時間 以上

### イ 評価基準

- (ア) 配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。
- (イ) 推奨単位は上表のとおりとする。
- (ウ) 推奨単位の1年間は、当該年度の前年度に取得した単位とする。  
(公告日が令和7年度の場合、令和7年3月31日迄の1年間とする。)
- (エ) 推奨単位の2年間以上は、必ず当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位とする。  
(2年間の場合、前々年度及び前年度の2年間)

## 特例措置

○公告日が令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日の工事  
総合評価落札方式の「配置予定技術者」の評価項目「主任(監理)技術者の継続教育」のうち、  
「ア 評価対象の種類」の表については、次表により取り扱う。

R6.4.1～R7.3.31 R5.4.1～R7.3.31 R4.4.1～R7.3.31 R3.4.1～R7.3.31 R2.4.1～R7.3.31

団体名	評価単位				
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
(一社)全国土木施工管理技士会 連合会	20 ユニット 以上	40 ユニット 以上	50 ユニット 以上	60 ユニット 以上	70 ユニット 以上
(公社)土木学会	50 単位 以上	—	—	—	—
(公社)日本技術士会	50 CPD時間 以上	—	100 CPD時間 以上	—	—
(一社)森林・自然環境技術者教育 会	20 CPD時間 以上	—	—	—	70 CPD時間 以上

( 「イ 評価基準」の取り扱いは、通常時と同じです。 )

# 令和7年度【水産林務部】 総合評価落札方式のガイドライン運用の改正概要（1/2）

## 1 簡易な施工計画

### ① 技術的所見の文字数の規定の補足（様式1,2,3）

○技術的所見の具体的内容の記載について文末に使用文字数を追記（様式1、2、3）

- ・「北海道における総合評価落札方式のガイドライン」の改正に基づく運用の改正。

様式 - 1

### 簡易な施工計画【工程管理に係る技術的所見】

工 事 名 : 工程管理に係る技術的所見でNETIS掲載技術がない場合、2事項×1所見=2枚ま  
会 社（企業体）名 : で資料を添付できる。

事 項	所見の具体的内容	評 価
<p>（記入例）</p> <p>異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のための、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫</p>	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する</p> <p>ア 異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止</p> <p>イ 工期等の制約条件下で、主たる工種における作業の効率化</p> <p>ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等</p> <p>エ その他（個別の工事毎に、具体的に設定）</p> <p>※ア～エは、表D評価表と連動</p> <p>① . . . . .</p> <p>NETIS掲載技術の場合、NETIS番号○○-○○○○○○-○を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p style="text-align: right; color: red;">○○○文字</p>	○
<p>（記入例）</p> <p>工程等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業を効率化を図る技術的な工夫</p>	<p>① . . . . .</p> <p>入札参加者が左記の事項について、工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡素に記述する。 ※1つの事項につき1つの所見とし、400字程度以内（文末に使用文字数を記載）で簡潔に記述すること。</p> <p style="text-align: right; color: red;">○○○文字</p>	○

※ 本表は、落札者決定基準の別表として添付し、入札参加者へ提示する。

※評価  
○：加点評価する  
—：加点評価しない  
×：実施不可

注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度以内（文末に使用文字数を記載）で簡潔に記載すること。

2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイントを基本とする。

3 所見でNETIS掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。

また、NETIS掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外（掲載終了した旧NE

# 令和7年度【水産林務部】 総合評価落札方式のガイドライン運用の改正概要（2/2）

## 1 簡易な施工計画

### ② 技術的所見の「入札参加者の独自設定」の様式追加（様式3-1）

○施工上の対処すべき技術的所見について記載例を追加

「北海道における総合評価落札方式のガイドライン」の改正に基づく運用の改正。

様式-3-1

#### 簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】【記載例】

工 事 名 :

会 社（企業体）名 :

事 項	所見の具体的内容	評 価
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     入札参加者による独自設定の記載方法                 </div>	○
入札参加者による独自設定（記入例）  「・・・に関する技術的な工夫」  ※設定した事項を記載	入札参加者が 左記の事項について、仕様書等に規定されている対応方法に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡素に記述する。 ※1 各自「事項」を設定（記載）したうえで、「所見の具体的内容」を記載すること。 ※2 施工上の対処すべき所見とし、他の所見や提案内容と重複している場合には該当する事項を評価しない。 ※3 1つの事項につき、1つの所見とし、400字程度（文末に使用文字数を記載）で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。	-

※ 本表は、落札者決定基準の別表として添付し、  
入札参加者に提出する。

※評価  
○ 加点評価する

## 2 地域の守り手確保【地域での選択項目】

### ① 労働安全衛生活動の評価対象の項目の変更

○労働安全衛生マネジメントシステム「OHSAS18001」が廃止され、「ISO45001」へ移行したことに伴う名称の変更。

#### 【評価対象】

・評価対象とする認定制度等は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）、労働安全衛生マネジメントシステム（[ISO45001](#)[OHSAS18001](#)）、労働安全コンサルタント等を活用して認定・認証取得に向けた継続的な学習。